

令和3年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年9月2日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会 （ 開 議 ）	9月2日午前9時7分宣告（第1日）																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	総 務 部 長	川 西 貴 通	住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫	事 業 部 長	島 野 千 洋	教 育 部 長	巳 波 規 秀	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘	税 務 課 長	末 永 潤 子	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司
町 長	西 脇 洋 貴																														
副 町 長	植 田 充 彦																														
総 務 部 長	川 西 貴 通																														
住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫																														
事 業 部 長	島 野 千 洋																														
教 育 部 長	巳 波 規 秀																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																														
政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史																														
総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘																														
税 務 課 長	末 永 潤 子																														
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																														
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																														
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																														
経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																														
上 下 水 道 課 長	大 辻 孝 司																														
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																								
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																														
主 幹	高 橋 恭 世																														
主 査	大 文 字 睦 美																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について （法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について）</p> <p>報告第 4号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p>																														

町長提出議案
の題目

- | | |
|-----------|--|
| 報告第 5 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 6 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例につい
て) |
| 報告第 7 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町手数料条例の一部を改正する条例
について) |
| 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第
3 号) について) |
| 議案第 3 7 号 | 平群町財政調整基金条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第 3 8 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第 3 9 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第 4 0 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 1 号 | 令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 4
号) について |
| 議案第 4 2 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補
正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 3 号 | 令和 3 年度平群町介護保険特別会計補正予
算 (第 1 号) について |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を
求めることについて |
| 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を
求めることについて |

町長提出議案 の 題 目	<p>認定第 1 号 令和 2 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2 号 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 3 号 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 4 号 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5 号 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 6 号 令和 2 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 7 号 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8 号 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9 号 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 10 号 令和 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第 11 号 令和 2 年度平群町下水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第 12 号 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について</p>
請 願	<p>請願第 1 号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>4 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子</p>

令和 3 年 第 6 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 2 日 (木)

午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 4 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 報告第 5 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 7 | 報告第 6 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 8 | 報告第 7 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町手数料条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 9 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号) について) |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 7 号 | 平群町財政調整基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 8 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 9 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 0 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 1 号 | 令和 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について |

て

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 5 | 議案第 4 2 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 3 号 | 令和 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 7 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第 1 8 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第 1 9 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 0 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 1 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 2 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 3 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 4 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 5 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 6 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 7 | 認定第 9 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 8 | 認定第 1 0 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 2 9 | 認定第 1 1 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 3 0 | 認定第 1 2 号 | 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 1 | 請願第 1 号 | 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書 |

開 会 （午前 9 時 0 7 分）

○議 長

皆様、おはようございます。

町長より、本日、教育長が忌引きのため、また北川教育委員会総務課参事が特別休暇のため、本議会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可をいたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 3 年平群町議会第 6 回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

まず最初に、当町職員 1 名が 8 月 30 日に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしましたことを御報告申し上げます。執務場所等の消毒を実施し、現在、保健所の指導により、接触状況を調査し、接触のあった職員に対して PCR 検査を実施しております。

9 月に入り、初秋の季節となりましたが、まだまだ暑い残暑が続いております。7 月初旬の大雨により土石流の被害を受けられた静岡県熱海市をはじめ、鳥取県、島根県、九州地方など、全国各地で災害が発生しました。また、8 月 11 日から続く大雨により、全国各地で災害が発生しました。災害によりお亡くなりになられた方の御冥福と、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

議員の皆様には、町政の運営に対し、御理解と御協力を頂いておりますことを御礼申し上げます。

本日は、令和 3 年第 6 回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりを頂き、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、感染力が極めて強いとされるインド由来のデルタ株の蔓延により全国的な再拡大が始まり、緊急事態宣言の対象地域が 21 都道府県に、まん延防止重点地域は 12 県に拡大され、期限も 9 月 12 日までとされました。奈良県においても感染拡大が続いており、8 月 24 日には 1 日の感染者が 227 名と過去最多を更新しました。奈良県緊急対策措置の期間も延長されました。平群町内では、9 月 1 日には 5 名の感染者が確認されており、

累計では156名の感染者の報告がされております。8月24日に平群学童保育所において陽性者が確認されたため、8月25日から8月27日を臨時休所といたしました。その後、郡山保健所の指導の下、8月26日にドライブスルー方式で児童と指導員56名にPCR検査を行いました。その結果、8月27日夜に全員が陰性との報告を受けましたので、8月30日より再開をいたしました。

学校の対応については、9月1日から2学期がスタートしましたが、学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染症が確認された場合は、文部科学省が示すガイドラインに沿って学級閉鎖や臨時休業等の対応をまいります。

コロナワクチンの接種状況につきましては、8月31日現在、65歳以上の接種率は、1回目接種が90%、2回目接種88.9%。12歳以上64歳以下の1回目接種率が61.5%、2回目の接種率が41%となっております。全体では、1回目接種が73.6%、2回目接種が61.2%となっております。詳細につきましては、諸般の報告にて住民福祉部長より説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けた先行きは見通せない状況ではありますが、住民の健康と安心を守るため、円滑なワクチン接種に向けて、引き続き取り組んでまいります。

町が実施する各行事につきましては、新型コロナウイルス感染症のため、中止とさせていただいたところです。

地方創生臨時交付金を活用した生活応援クーポン券については、8月中に全世帯に対してクーポンを配布し、9月1日から使用開始となっております。

さて、9月定例議会は令和2年度の一般会計、特別会計の決算を審議いただく議会であることから、1年間の事務総括ということでよろしく願いいたします。令和2年度の一般会計の決算は、実質収支で2億665万円、実質単年度収支で3,983万5,000円で、実質収支、実質単年度収支共に黒字決算となりました。各特別会計につきましても、実質収支については、収支プラスマイナスゼロか黒字決算となりました。介護保険特別会計につきましては、実質単年度収支は2,475万7,000円の赤字となりました。決算内容の詳細につきましては、決算書並びに成果報告書、附属資料を添付しておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告に記載の数値である実質公債費比率は16.7%と、昨年と比較し、0.6%上昇しております。また、将来負担比率につきましては222.8%と、昨年度と比較して18.5%減少しました。経常収支比率は95.7%と、昨年と比較して4.2ポイ

ントの減少をいたしております。平群町の財政状況は厳しい状況が続いており、3月に平群町緊急財政健全化計画を策定し、健全な財政運営が確保できるよう取り組んでまいります。議員各位におかれましても、この状況を御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、本議会では、報告案件が5件、一般会計予算専決処分の承認が1件、条例の一部改正が4件、補正予算が3件、諮問案件が2件、決算認定案件が12件、合計27件の議案の審議をお願いしております。併せて、いずれの議案につきましても慎重審議いただき、可決、認定、同意を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により4番、井戸議員、5番、稲月議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしく申し上げます。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から9月24日までの23日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの23日間と決定をいたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

9月 2日（木） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

9月 3日（金） 総務建設委員会 午前10時より

9月 7日（火） 決算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

9月 8日（水） 決算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）
午前9時より

9月14日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月15日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

9月24日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議 長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（下中一郎）

それでは、報告をさせていただきます。

去る8月20日金曜日、午前10時より開催をいたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第6回定例会の議会運営について協議を行いました。

また、今年度の先進地視察について協議を行い、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止することと決定をいたしました。

また、議会報告会についても協議を行い、議員懇談会を開催し、全議員で協議することに決定いたしました。

また、平群町議会業務継続計画（BCP）策定に伴い、防災訓練の実施について協議を行い、実施することに決定をいたしました。なお、訓練日時、訓練内容については、決まり次第、全議員に報告することとなりました。

なお、9月議会の一般質問時の課長級の対応については、6月議会同様となりました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

ありがとうございます。

続きまして、7月21日午前に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（山田仁樹）

報告させていただきます。

去る7月21日水曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、令和2年度平群町地域公共交通会議収支決算報告、令和2年度コミュニティバス利用実績報告について、デマンド型交通運行計画についての3件です。当局より説明を受け、協議を行いました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、8月26日午前に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（馬本隆夫）

それでは、総務建設委員会より報告をさせていただきます。

8月26日の木曜日、午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、8月26日午後に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（山本隆史）

それでは、文教厚生委員会より報告させていただきます。

令和3年8月26日木曜日、午後2時より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上です。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、令和3年度一般会計の予備費の執行状況について御報告を申し上

げます。6月議会以降についての報告となります。今回、2件の充用がございました。

まず1件目、7月15日でございます。経済建設課において、道の駅くまがしステーションのレストラン厨房の空調が故障し、早急に対応する必要があったため、エアコンの設置費用としまして、6款農林水産業費、1項農林業費、3目農林業振興費、備品購入費に50万円ということで充用しております。

続きまして、7月26日、福祉こども課でございます。包括支援センターの空調が故障したため、これもエアコンの設置費用ということで、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の備品購入費に44万6,000円の充用をしております。

結果でございますが、予備費の当初予算額が1,368万円に対しまして、令和3年度の予備費充用額については、合計で134万6,000円ということでございます。執行率としては9.8%となっております。予備費の残額については1,233万4,000円となります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、新型コロナワクチン接種状況等について報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、新型コロナワクチンの接種状況につきまして御報告を申し上げます。

御手元のほう、机のほうに置かせていただいております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1点目でございます。ワクチンの接種状況についてでございます。

平群町におきましては、集団接種について、接種会場をプリズムめぐりとしたしまして、5月15日よりワクチンの接種を開始をしております。現時点での接種者数並びに接種率につきましては、記載のとおりとなっております。簡単に御説明を申し上げます。年層ごとということで、65歳以上の方につきましては、対象者、第1回目の接種者、また率、2回目の接種者、接種率、現時点での申込状況ということで記載をさせていただきます。

65歳以上の方につきましては、率で申し上げますと90.3%の方が接種を見込めるといふふうに判断をしております。同じく、50歳から64歳の方につきましては80.2%、30歳から49歳の方につきましては69.8%、

16歳から29歳の方につきましては59.1%、12歳から15歳の方につきましては42.5%ということで、現在の接種者数並びに、現時点でプリズムへぐりのほうに接種の申込みを頂いております方、合計をいたしまして率を算出いたしましたら、記載のと通りの接種率、接種人数というふうに見込んでおるところでございます。

全体といたしまして、1万3,588名の方の接種、率といたしまして、78.5%の方が接種を受けていただくというふうな予定で、現在、接種事務のほうを進めてまいっております。

2点目でございますが、今後のスケジュールについてでございます。

平群町で集団接種を申込みの希望をされた方につきましては、8月31日をもって申込みの期日とさせていただきまして締切りを行って、接種者数の確定をしたところでございます。それぞれお申込みいただいた方につきましては、順次、接種の案内をお送りをしておるところでございます。現時点では、申込者849名の方に対しまして2回の接種を行うこととございますが、それを10月中に完了し、それをもちまして、プリズムへぐりでの集団接種については完了とする予定をしております。

なお、9月1日以降でございますが、ワクチン接種、このワクチンにつきましては来年の2月までということで、接種期間が定められておりますので、9月1日以降にワクチンの接種を希望される方につきましては、町内の各医療機関においての個別接種などを御案内する個別の御対応ということで、接種のほうのアナウンスをしてまいるといふことで検討してまいります。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、近鉄電車町内各駅の駅員の対応について報告を求めます。総務部長。

○総務部長

今ありました近鉄平群駅駅員の配置体制についてということで、先月、8月17日に近鉄の社員の方が本町を訪れまして、説明を受けたことにつきまして報告をさせていただきます。

現在、平群駅におきましては駅員が常駐しておりますが、10月1日より、竜田川駅、元山上口駅にて、緊急の要件、車椅子等の利用の介助等があった場合にはですね、平群駅の駅員がその対応に当たるといふものでございます。その間、平群駅におきましては無人化になるということとございます。また、竜田川駅で車椅子御利用の場合、階段もございまして、乗車につきましては2

名の介助員が必要ということでございます。平群駅の駅員と王寺駅の駅員がその対応に当たるということで聞いております。現在も2名で対応しているというところでございます。

また、利用者への周知におきましては、近鉄において、平群駅での案内ポスターの掲示がされ、車椅子を御利用の乗客の方には、現在、直接個別に口頭により御案内をするということで聞いております。併せまして、本町におきましても、ホームページでの掲載で周知してまいりたいと考えております。

ただ、このような巡回体制への変更は、駅利用者の利便性・安全性に影響を与え、駅係員の不在の際の高齢者や障がい者などの円滑な輸送に支障を来し、急病人、事故への対応の遅れなどが懸念されるというふうに考えております。

したがって、現状の体制と同様の利便性、安全性の確保をする措置につきまして方策を講じるように、この内容につきましては、奈良県内の近鉄沿線で同様のことが起こっておりますので、関係の市町村と連名で近畿日本鉄道に対しまして要望書を提出する予定をしております。併せまして、奈良県におきましても、昨日、9月1日付で意見書の提出をされました。内容につきましては、奈良県のホームページに掲載されているということでございますので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について

(法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第3号につきまして報告させていただきます。

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日報告

平群町長 西脇洋貴

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定について
内容につきましては、

平成31年3月4日 午後1時16分頃、若葉大橋交差点（平群町椿台2丁目8番5号）にて公用車と他車が衝突し、双方車両に損害が発生した物損事故について、裁判の判決確定により、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 79,390円

（平成31年3月4日から令和3年7月21日まで年5分の割合による遅延損害金8,454円を含む）

2 所管部署 清掃センター

でございます。

このことにつきましては、過失割合について和解できず、裁判での決着ということになりました。

令和3年3月に和解案が出されましたが、相手方が不服として控訴されました。これを取り下げ、和解案が確定したということでございます。

裁判所からの連絡が令和3年7月に入ってからとなりましたので、本定例会での報告となりました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について）

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

では、報告第4号について報告いたします。

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めらる。

令和3年9月2日報告
平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月2日
平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年5月29日、平群町大字福貴畑298番1先付近にて、町道十三峠路線道路中央付近にできた穴により軽乗用車両に損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 25,443円

2 所管課 経済建設課

でございます。

これにつきましては、走行中の車両のタイヤホイール、バンパーに傷を与えた損害賠償ということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第6 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

報告第5号について報告をいたします。

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めらる。

令和3年9月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月20日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

内容ですが、

令和3年3月11日、平群町緑ヶ丘2丁目580番105先付近にて、町道元山上口駅前路線上の固定されていない鉄蓋の跳ね上がりにより車両に損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 352,000円

2 所管課 経済建設課

でございます。

これにつきましては、走行中の路線バスのエアブレーキを含んだ車体への損傷等に対する損害賠償でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長

続きます

日程第7 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）

報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、報告第6号につきまして御報告申し上げます。

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

1枚おめくりを頂きまして、専決処分書でございます。

専決処分書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月18日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、1枚おめくりを頂きまして、改正条例につきまして御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月平群町条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月18日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、末尾の提案理由のほうより御説明を申し上げます。

恐れ入ります、提案理由のほうをお開きを願います。

提案理由でございます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることにより、引用条文の号ずれが生じることから、当該引用条文の条項を改正するものである。

それでは、条例の内容につきまして、改正概要のほうで御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、改正概要のほうをお開きを願います。

改正概要の要旨でございますが、先ほど提案理由のほうで述べさせていただきました行政手続における特定の個人番号が識別されるための番号利用等に関する法律の一部改正が施行されたことによりまして、条例の引用条文の条ずれが生ずるものでございます。具体的には、第1条及び第5条の「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改めるものでございます。その部分の条ず

れの改正でございます。

これにつきましては、本法律の中身といたしましては、税条例に関する特定個人情報提供に関する規定でございます。また、当町におきます、本条例において処理する該当する事務につきましては、就学助成費の支給に関する事務並びに奨学金の貸与等に関する事務が対象となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第 8 報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町手数料条例の一部を改正する条例について)

報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、報告第 7 号につきまして御説明申し上げます。

報告第 7 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 2 日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

1 枚おめくりを頂きまして、専決処分書でございます。

専決処分書

平群町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 18 日

平群町長 西 脇 洋 貴

1 枚おめくりを頂きまして、条例改正案につきまして御説明を申し上げます。

平群町手数料条例の一部を改正する条例について

平群町手数料条例（平成 12 年 3 月平群町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 18 日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、末尾の提案理由を御説明を申し上げます。提案理由のほうをお開きを願います。

提案理由でございます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることにより、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収については、地方公共団体情報システム機構の事務委託によって実施することから、手数料に関する規定を削除するものである。

それでは、詳細につきまして、改正条例の概要で御説明申し上げます。恐れ入りますが、手数料条例の概要のほうをお開きを願います。

平群町手数料条例の一部を改正する条例の改正概要でございます。

要旨につきましては、先ほど申し上げました法律の一部が改正されることによりまして、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収については、地方公共団体情報システム機構の事務委託ということで実施されることから、当町の手数料ということではなくなるということでございますので、手数料に関する規定を削除するものでございます。

具体的な内容でございますが、別表ということで、改正概要なり新旧対照表のほうで記載をさせていただいております。新旧対照表のほうをちょっと御確認を頂けたらと存じます。

新旧対照表のほうで、「個人番号カード再交付手数料」というのが記載されております。それが削除されまして、以下24番以降の不動産に関する証明手数料等の以下番号のほうが繰り上がるというふうな改正内容になってございます。

この改正でございますが、再発行の手数料につきましては、今後、町の収入ではなく、地方公共団体情報システム機構の収入となるため、今回の手数料条例のほうからこの条文を削除させていただいたものでございます。

この事務でございますが、今までの実績ということでございますが、個人番号の再発行の件数でございますが、令和元年が11件、令和2年が17件ということで、平均いたしましたら、年間十数件の事務ということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きます

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度平群町一般会計補正予算(第3号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

山腹斜面の維持補修工事、説明で言うと5月20日から21日の大雨でということなんですが、こっちはなぜ災害復旧にならないのか。負担もだから、本人、地主とそれから借金でということになってるんですけどね、これはどう違うんですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

こちらにつきましては、山腹崩壊ということですので、治山事業ということになります。昨年、令和2年度におきましても、これ場所なんですけど、櫛原の正楽寺というお寺の下の山腹が崩壊しておりまして、令和2年度でもこの治山事業で復旧をしております。今年の5月20日から21日の雨でですね、昨年度復旧しました山腹のすぐ横がまた被災しまして、その復旧なんですけど、これにつきましては、保護すべき公共施設というのが、正楽寺の下に町道が一つありまして、それを保護するという目的で、事業の採択基準としまして、県の補助金、県の支出金というのはつかないんですが、こういった起債事業としての採択は可能ということで、起債事業での採択となります。財源内訳にありますとおり、地方債が140万円で、受益者負担金が60万円ということでございます。

この下の災害復旧費に関しましては、農地災害あるいは農業用施設災害、これの復旧費については災害復旧費ということで、治山事業とは区分して予算化をしていると。これ、従来こういう形で計上しているところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

いや、何でその災害復旧の対象にならないの。治山事業というのは全てではないということなんです。そこを聞いてるんで。本来、災害復旧については国の補助とか県の補助とかですね、もちろん町の負担もあるかもわかんないけれども、この場合、これは町の負担ということになりますよね、起債ということはね。だから、その辺の基準について聞いてるんでね、以前崩れたからとかどうのこうのじゃなくて、なぜ同じ大雨で起きた災害で差がつくのかというのを聞いてるんですけど、今の説明ではちょっとよう分からん。要するに、治山事業というのは全てそうなの。

○議 長

事業部長。

○事業部長

そもそも予算立てとして、山腹崩壊により保護すべき施設が危険にさらされているという、山腹崩壊が原因となる災害復旧については、従来も治山事業として区分していました。昨年度の正楽寺下の山腹の崩壊に関しては、保護すべき施設として、お寺の建物そのものが保護すべき施設として採択されたわけです。その際は、建物を保護するということで、県費がつくということになったんですが、今回の山腹崩壊については、お寺の建物そのものじゃなくて、その下の町道部分だけが保護の対象になったということで、これについては、県の採択基準の中で県費はつかないと。ただし、地方債事業としては採択は可能という、この違いがございまして、従来、県費がつく、あるいは国費がつくような林地崩壊防止事業等については、公共施設以外に、例えば人家が2軒以上保護する必要があると。それ以外、いろんな施設ですね、例えば公共施設建物なんかを保護する必要があると、そういったものについては国費の対象になったり、あるいは県費の対象になったりするということですが、今回は、山腹の下の町道のみということになりまして、採択基準の中で、起債事業であれば採択できると、こういうことになっておりますので、こういう財源内訳ということになっております。

○議 長

山口議員。

○7 番

基準があるということで、分かりました。

そしたらね、これは別に起債にせんでも、要するに町の一財でやってもええわけ。それはできるわけですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

財源として、一財ですということになると、単なる町の単独事業ですよ。町の単独事業ということになりますと、従来も、採択に乗らないような小規模な災害復旧等につきましては、これまでも町単独事業として実施しております。そういう場合ですね、地元負担については、従来2分の1負担というようなことになったりしてるわけです。でも今回、起債事業としては乗るので、地元負担についてはこういう形で、60万ですから30%ということで、事業に乗るということのでございまして、今回は起債事業として採択をしていただいたと

ということです。

○議 長

山口議員。

○7 番

ということは、地権者の負担を減らすために、あえて起債にしたほうがそういうふうになると。3割の個人負担で済むということですね。別にこれ、金額140万、そう大きくないわけですがけれども、起債に交付税算入があるとか、そういうことではないんですね。ただ、金利も今は安いから、あんまり意味をなさないということで、こちらのほうが地権者にとっても都合がいいのでそっちをしたという、そういうことですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

はい、そういうことです。

○議 長

質疑、ほかございませんか。馬本議員。

○12番

今の話やけど、この交付税、70%交付税つくん違うの。財政課どうやの、そこら辺。ちょっと答弁ちょうだい。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。申し訳ないです。

この地方債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債という起債が充当します。そういった中で、財政措置といたしまして、充当率100%で、元利償還金に対する交付税措置率が70%ということでございます。申し訳ございません。

○議 長

質疑、ほかございませんか。山口議員。

○7 番

今の説明分かりにくいから、もうちょっときちっと分かるように説明してくれる。要するに、算入は何ぼつくのという話やんか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

交付税算入率は、元利償還金に対する70%でございます。
以上です。

- 議 長
質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

- 議 長
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

- 議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより承認第6号について採決を行います。
本案については原案どおり承認することといたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

- 議 長
異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きまして
日程第10 議案第37号 平群町財政調整基金条例の一部を改正する条例
について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

- 総務部長
議案第37号 提案理由説明

- 議 長
これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

- 7 番
これ、何で今までしてなかったのか、その説明してもらえますか。

- 議 長

総務部長。

○総務部長

この内容につきまして、今回、昨年度ですね、奈良県のほうから重症警報に伴う合同勉強会というのを行っております。本来、地方財政法第7条で剰余金の取扱いについては条例化していなかったことがその場で分かってきたということでございまして、町といたしましても、財政健全化に取り組む上で必要なことだという判断で、今回条例改正をさせていただくこととなったところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

何でしてなかったのって聞いてるんであって、別に重症警報が出たからしたんですか。いや、今まで別に問題なかったわけでしょう。だから、何で今回、よそも全部そう。ほかはもう、平群と違って、全部前からこうしてるんですか。近隣、全国と言ったらようけあるからね、近隣の場合はどうなんでしょうね。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今回、勉強会の中でそういった指摘もありました。それで、条例化することによって一定の剰余金でのめり張りをつけていく、そういったことも目的なんですけれども、近隣の状況につきましてはですね、やってるところ、やってないところがあるんですけれども、決算剰余金の2分の1を下らないと明文化しているのは宇陀市、そのほか、市長が定める額、一定の額、いろいろあるんですけれども、地方財政法の趣旨でもあることから、健全財政から多くの自治体で条例化されてるところなんですけれども、条例化を実施しているのは、確認しているところでは8団体ございます。生駒市、大和郡山市、天理市、橿原市、御所市、五條市、香芝市、三宅町と。何円以上積み立てるというふうにしているのは11団体あると。条例化していない団体もございますけど、こういった近隣の状況でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

平群町はじゃあ、今年度はしてませんから、今年度というか、昨年度決算については、この一番下の欄に何もなければ、今年度の決算が来年出るときは、5月31日に出納閉鎖した段階で、実質収支の半分以上を基金に一旦積

み立てるということですよ。そういうことですよ。ただ、僕もこれ、この条例改正案を見てね、あんまり意味があるのかなという、実際の意味はないよ。ただ、その会計をきちっと見るために必要だという。だってそうでしょう、いつも9月議会に繰越金、赤字団体であれば別ですけども、剰余金があれば、当然その分、全額繰越しに、今年度のところに昨年度の分を繰り越して、今年だったら2億665万円繰り越してるわけですよ。それを、半分以上を即基金に入ると。残り、どんだけ入れるかはそれぞれの自治体によって違うし、全額基金に入れてもええわけですよ。繰越しゼロにする場合だってあると思うんですが、ただ、その場合ね、今回、9月議会の一般会計の補正ではなってますが、例えばですよ、昨年度、この2億何がしを半分、1億1,000万なり基金に入ると。繰越しは1億足らず、9,000幾らになると思うんですが、その9,000何ぼがですね、例えば9月の補正で1億円財源が足らんと。基金から当然繰入れするわけですけども、これまた一緒のことじゃないのというふうに思うんですが、それでも一応法律では、財政をきちっと見るために、単年度会計ですから、そのためにそうしなさいということだと思っただけですけどもね、町としては、これからはこれを厳格にやるということですか。

その2点どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今おっしゃっていただいたとおり、ほぼそういうことでございまして、5月、今年度はもう過ぎておりますので、令和3年度予算の来年度の出納閉鎖、5月31日の段階で剰余金が出た場合には2分の1以上、5月31日付で財政調整基金のほうに積み立てるということでございます。

先ほど議員述べられましたように、今回のように積み立てても、9月でまた必要であれば取り崩すという、これはもうそういうことは可能ですんで、一緒じゃないのかなとということをおっしゃられるんですが、もちろん財政調整基金というのはそういったものでございますので、そうなるんですけども、一定我々としましても、一つのめり張り、こんだけの条件で基金に積み立てていくということでの、いろんな学者によりますと、基金はこれぐらい要るとかいろいろありますので、一定やはり、積み立てていって余裕のある財政運営をやっていきたいという一つを示していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

先ほど山口君が言うたように、予算単年度主義、当初予算に未確定財源自身を計上することというのはナンセンスというために、こういうやつできたん違う。基本的にはそういうことでしょう。9月に入れる云々と違うやろう。当初予算に未確定財源を計上すること自身がおかしいと、単年度主義では。そのために、基金に2分の1を入れなさいというふうにできたのが基本違うの。その点どうやの。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

今おっしゃっていただいたとおり、9月というのは、たまたま例えばの話なんですけど、もちろんおっしゃるとおり、未確定財源を出さないように、当初予算で、その場合には基金を使うということが大きな役目を持っておりまして、そういったところに使っていくというのが、そのとおりだと思っております。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第37号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

午前 10 時 20 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 04 分)

再 開 (午前 10 時 20 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

ただいまの出席議員は 12 名に変更させていただきます。

日程第 11 議案第 38 号 平群町税条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第 38 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

町内に、その 1 のほうですけど、控除のほうですけど、対象者はあるのかどうか。昨年度でもいいですし、ここ数年でもいいですけども、あるのかどうか、それが 1 点。

それともう 1 点は、これ 30 歳から 70 歳ということですけど、これ国外となってますが、国内はもう既にそのようになっているということですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

まず、その対象者がいるかどうかということでございます。

ここ数年のところを見たところ、該当される方ですね、非課税から課税になる方ということは、今年度に関しましてはいらっしやらなかったということでございます。

それと、30 歳以上 70 歳未満の扶養控除の件でございます。

それは、国外居住者に限ってのみでございますので、国内に限りましては、

扶養親族としてカウントされるということでございます。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第12 議案第39号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第39号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第39号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第13 議案第40号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。長良議員。

○2 番

ちょっと疑問があるもので教えていただきたいんですが、デジタル化によりまして、時代の流れというのはどんどんどんどん進んでいくと。今日、報告議案の6号を筆頭にどんどんデジタル化が進んでいってね、つなげていく時代に入って、さっきの議案39号、40号とね、やっぱり子どもさんたちのためにデジタル化をすると。部長、今、紙で進んできたけれども、紙でないと嫌やという御父兄に対してはそのままいくんだとおっしゃったんですけどね、やはりスピーディーさをベースにするという形で、今の条例、文書として残っ

てしまってるもので、そういうふうにならざるを得ないのかもしれませんけれども、やはり行政としてね、いろんなお子さんを預かる中で、紙の上でも持ち、デジタルも持ち、デジタルを拒否されたからといって、そこだけ一んと飛んでしまうというような時勢は、これからの時代に合わへんと思うんやけども、そこら辺は行政としてちゃんとバックアップ体制を持ってデジタルの中に入れて、書面ですよというような形で進めていくのかどうか。時代の流れで、また来年、再来年以降ね、どんどんどん、一部改正、一部改正と、デジタルの時代にどんどんどん突入していくんやろうと思うんですけども、そこら辺、ちょっとひとつ答弁いただけますか。どのような形で進めていくかということ、お願いします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨日ちょっとテレビを見ておりましたら1日付で国もデジタル庁が発足したということで、今回、私どもも条例提案させていただいているものにつきましては、行政全体の事務としましては、大変微に入り細に入りの部分でございますが、そういった部分から、それぞれのデジタル化を進めていくというふうな、一定大きな方向性で言いましたら、国の考え方もあろうかというふうにまず思っております。ただ、議員から御質問なり御指摘を賜りました、本来デジタル化というのは、行政の事務の簡略化であったり効率化を図っていくものでございます。当然、行政総体としても推進をしていくものかというふうに、まずもって理解をしております。ただ、今回御提案をさせていただいたものにつきましては、行政だけではなく、保護者の方に対しての御連絡であるとか御通知という部分でございます。当然、保護者の方たちにつきましても、当然我々行政以上にそういうふうなデジタル化についてお詳しい方、またそれぞれの御家庭で環境が整った方もいらっしゃると思いますが、この部分についてはかなり温度差がある部分かなと思っておりますので、当然、デジタル化でいろんな書面のやり取りを希望される御父兄に対しては、そういった形での提案ということと、ただ、やっぱりそういう環境的なものもございますので、やっぱり紙でというふうな方につきましては、そういうふうな事務対応もできるような形での条例改正というふうなことで、まず考えさせていただいたところでございます。

今後、社会全体のデジタル化という部分で、どういうふうに進んでいくのかによりまして、そこにつきましては、行政としても、今の住民の方のお考えも

含めた上で十分対応してまいるというところで考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○2 番

今日、町長が朝、9月議会始まって、決算委員会で順番に見直しをね、次の次年度にという形で、僕はいつも思うんですけども、今回のこの議案のことをベースにね、やはりこの電算委託という時代で、ばらばらばらばらいろいろな形で。でも、だんだんだんだん最後は、マイナンバーカードではないけども、まとまってきて進んでいって、さっささっさと情報を共有しながら行政サービスというのはつくっていかなあかん時代に来たんかなあと思いながら、僕はこうやって議場に座らせてもらって勉強させてもらってるつもりでいてるんで、すみませんけども、平群町の役場の職員の方々も、デジタル化に向けてこういう文書、上から入ってくる文書もあるんでね、そのままいかなあかんというところもあるんやと僕は思ってるんですけども、できる限り、申し訳ない、若い子のほうが、僕らに比べてどんだん進んで、上手にどんだんどんどん簡便化してやっていくと。その温度差を、すみませんけども、これ今、例としてお願いしてるんですけども、進めていただけますように、部長、よろしくお願いします。

僕はこれで結構です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第14 議案第41号 令和3年度平群町一般会計補正予算（第4号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第41号 提案理由説明

○議長

御苦労さまです。

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

先ほど、住基台帳の委託料のことですけども、2,570万ぐらい上がって
たと思うんです。

○議長

ページ数をお願いします。

○8番

ごめんなさい。14ページの委託料のところですけど、2,570万ですけ
ども、従来はこういうシステム改修は国からの補助金が出ておったと記憶して
るんですけども、これ町単費になるんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の補正におきまして、電算委託料につきまして、計上させていただいて
おります。中身につきましては、リカバリサーバー等の改修ということと、
先ほど提案理由で説明させていただきました。本来、こういう部分につきまし
てはという試算になりますが、今回の予算措置といたしましては、いわゆる町
単独費、いわゆる一般財源扱いということになってございます。電算委託料に
つきましては、一定補助対象になるような改修もございますが、基本的に、住

民基本台帳を、町の情報を預かるというふうなものについては、なかなかちょっと補助対象のメニュー等もございませんということもありましたので、補正というふうな形で、財源といたしましても、一般財源対応ということでなっております。

○議長

森田議員。

○8番

私は、今まで住基台帳の改修は、国からの手厚い補助が出てたと思うんですけども、それはもう一度お調べいただきたいと思うんですけども、23ページの先ほどの修学旅行のキャンセル料とコロナの接触者の教育振興補助金なんですけども、これは中止になった場合の予算措置というふうに考えていいんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいまの質問でございますけれども、小中学校の修学旅行については、現在のところ、まだ中止というような決定にはなっておりません。この保険料と補助金の内容でございますけれども、保険につきましては、新型コロナウイルス感染症キャンセル費用保険ということで、これは学校等が行う修学旅行、学校旅行において、旅行参加者が新型コロナウイルスに感染したと医師に診断された場合に、それを理由として学校旅行が中止した場合、また延期となった場合に、旅行会社に支払う、いわゆるキャンセル料を補填する保険というものでございます。あくまでも陽性者が出た場合の保険ということでございます。

対して、補助金につきましては、陽性者ということではなくて、クラスに複数の濃厚接触者が出たと。中学校やったら4学級ありますけれども、それぞれの学年におきまして複数の濃厚接触者が出まして、学校の判断で旅行自体を中止したと、その場合に対してですね、キャンセル料に相当する分を町から補填していくと、そういう内容のものでございます。

○議長

森田議員。

○8番

今の件ですけどね、これも何か補助金がつくように思うんですけども、これからの予算措置ということもよく分かるんですけどもね、何かコロナの感染についてはですね、国からの手厚い補助が出てると思うんですけども、ほかの市町村でもこのようなことをやっておられるんでしょうか。

以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま申し上げました保険料、補助金の財源共ですね、コロナの3次交付金での対応を予定しております。

近隣の状況も調べております。それぞれ生駒郡内の町村、調べてまいりましたけども、どこの町におきましてもキャンセル料の補填とか保険料の計上を予定されてると、そういうふうに聞いております。

○議長

森田議員。

○8番

24ページの学校管理費の中学校のテニスコートの返却の件なんですけども、これは、地主さんの要望なんでしょうか。それとも、施設として中学校が要らなくなったものを返しておるのかお尋ねします。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま御質問いただきましたテニスコートの件でございます。

テニスコートの原状復旧費の予算計上でございます。このテニスコートは、平成3年よりですね、お2人の地権者の方から長年にわたってお借りしているものでございます。その地権者のうちですね、お一人の方から、数年前からですね、返却の意向を聞いております。それと併せて、中学校のテニス部なんですけども、現在は女子、男子それぞれございまして、女子のテニス部が福貴のテニスコートを使っております。それとですね、男子なんですけども、令和3年度末でですね、中庭のテニスコートを使っている男子テニス部が廃部となりますので、女子テニス部の活動がそちらに移行できることから、この機会に返還すると、そういうようなものでございます。

○議長

森田議員。

○8番

地主さんから返してほしいということと、それと代替施設は町のもので十分いけるということのようです。これの維持補修工事も畑にするための費用というふうに理解していいんですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

このテニスコートについてはですね、土地の賃貸借契約というのを結んで、長年にわたってお借りしております。契約書の中に、当然原状回復の条項がございます。その現状とはどういうものかということでございます。30年ほど前から借りておりますので、現状といえば畑か田んぼということになります。ただですね、地権者が現在、農業の経営をされておまして、今後、その規模の拡大も考えておられる、そのようなことから、田んぼとか畑とか、そういうような現状ではなくて、今後の土地利用のことを考えて、実情に合うような復旧とすることで合意を得ておりますので、田んぼに戻すと、そういうような復旧ではございません。今のテニスコートのネットフェンスとか支柱とか、そういうものを撤去いたしまして、今後の地権者の意向にも沿いましてですね、活用できるような形態にするということでございます。

○議長

森田議員、よろしいでしょうか。

○8番

はい、結構です。

○議長

それでは、暫時休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時07分)

再 開 (午前11時27分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

質疑ございませんでしょうか。山口議員。

○7番

何点か聞きますけども、まず、さっきもちょっと出てましたけどね、その住基システムのサーバー更新、これ全額一財ということなんですが、基本的には、国の政策であるデジタル関係のことで、当然交付税に新しく算入というか、交付税のほうで措置されてるというふうに思うんですがね、さっき森田議員からもありましたけど、本来こういうのは国の政策によってやるものですから、当

然、そのほとんどを国のほうが面倒見るということになると思うんですが、一応交付税でしてるんでやってるといふことなのかどうか、それがまず1点ですね。

それと、公共施設総合管理計画策定、学校施設長寿命化計画策定、2年間でということなんですが、これは計画の策定なんですけれどもね、これについて、具体的にどういうことをしようとしてるのか、その点の説明していただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の1点目の御質問でございます。

住基サーバーの更新の財源ということでございますが、お述べのように、当然、こういった費用につきましては、交付税の算定費目の中に入っておりますので、当然、交付税による一般財源扱いというふうな、我々も理解しております。

ちょっと、先ほどの御質問頂いた中で、答弁の漏れということもないんですけど、今まで住基に関わって、特にマイナンバー制度ができたときですね、そのときにつきましては、マイナンバーの普及促進ということで、かなり電算のシステム等々について、国からの交付金であったり補助金であったりとか、そういうふうな費用もございましたけれども、これ、今回上げさせていただいておりますのは、それぞれの市町村における住基システムの更新費用ということでございますので、今議員お述べいただきましたように、交付税の中に含まれる一般財源扱いということで、我々も理解しております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、公共施設総合管理計画と学校施設長寿命化計画の具体的な説明ということでございますが、公共施設総合管理計画につきましては、平成28年度に平群町のほうで策定しております。そういった中で、国の要請に基づきまして、策定後の一定の期間が経過するとともにですね、国のインフラ長寿命化計画も見直された。そして、公共施設管理計画の策定基準の国のほうの指針も見直されたということで、さらに見直して充実を図ることがありましたので、それらを踏まえて総合管理計画の更新を行うものでございます。

また、見直しに当たりましては、個別施設計画を踏まえまして、将来の維持管理、そして更新コスト等を把握するものであります。

学校長寿命化につきましては、学校施設の個別計画でございます。今後、施設の改修等に係る補助金につきましては、この計画の策定が必須となっておりますので、そういった部分も踏まえております。

そしてまた、道路やインフラ整備の部分、そして町営住宅につきましては、担当課のほうで作成済みでございますので、そういった内容も、今回の総合管理計画に包含して計画をしていく予定でございます。計画期間につきましては、昨年度に策定しました総合管理計画の計画期間を引き継ぐものとしまして、平成18年度までの計画としてます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

平成18年度までの計画というのは。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申し訳ございません。令和18年度まででございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

相当長い期間の計画になるということで、これ、公共施設全てを対象にやるということだと思んですけどもね。それと、学校も含めてですけども、個別にそれぞれの施設について計画を立てることなんで、ちょっと相当いろんな施設ある中で、当然、年数が経ってるものについては今後の方針とかももちろん出てくるんでしょうけども、今でなくていいですけども、全ての施設、今現在どうなってるかというのは当然担当のほうでつかんでおられると思うんでね、それについては、この議会中に、ちょっと今どうなってるかと。どうするかはこれから計画立てるわけですから、それは、今後、今年、来年で立てるんでしょうけども、一応今どうなってるかということについてはね、ちょっとペーパーで出してもらおうというのはできますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回の策定計画に入る施設、21施設ありまして、教育委員会の学校等につ

きましては9施設、それ以外につきまして12施設ということで、そちらのほうの施設内容につきまして、ペーパーで、今の現状等を書かせていただきたいと思えます。提出させていただきます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

それから、ちょっと交付税について聞きますけれども、今回相当、当初予算よりですね、普通交付税で2億ちょっとですね。これはもちろん、普通交付税については、基準財政需要額と収入額の差ということで、これは分かるんです。一方で、臨時財政対策債が5,000万円以上減らされた、これはどういう理由によるものですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、普通交付税の部分でございますが、普通交付税と臨時財政対策債につきましては、平群町に普通交付税としてこの額を配布しますよという中で、その不足分を臨時財政対策債ということで起債を発行するものなんですけれども、そういった中で、今回、交付税を算定する中で、普通交付税のほう伸びたということで、その総額の中で、増えた分、臨時財政対策債のほうで減額されたということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

いやいや、ちょっと違うのよ。あのね、当然、基準財政需要額と収入額の差だということでしょう。臨財債も含めて、その差ということに本当はなるわけよね。でも、この間聞いている話だと、町のほうでつかんでる収入額と需要額の差というのは、基本的に普通交付税だけの分になってるわけよ。臨時財政対策債は、これどこに入ってくるのという話になるんで、ちょっと今聞いたんやけど、そこはどうか。要するに、需要額が幾らで収入額が幾らというのは、通知来るわけでしょう。その差が普通交付税になってるんでしょう。それなら、臨時財政対策債はどこに入ってくるの、これ。どこが足らんからそうなるの。今度、減らされたとはいえ、2億8,400万あるわけですからね。その点はどうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

平群町の今年度の基準財政需要額につきましては、41億8,735万9,000円ということで算定しております。その中で、総括の中で、臨時財政対策債振替相当額というのがその中に含まれた形で需要額の中に入っておりますので、その部分で調整されたのかなというふうに考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

まだちょっと納得できへんけど、終わってから聞きますわ。

それからですね、この2億増えた、要するに普通交付税が2億増えた原因。基本的に、今のコロナの関係で税収のほうは減るだろうということだと思っております。一方で、需要額のほうはですね、その対策もあって増えるだろうという両方で、平群町の場合、高齢化が、特に75歳以上が相当増えてきてるんで、そのことも要因というのは、この間返事がありました。それでね、一方で収入が減る。これは、交付税算入で、平群町の町税収入がどれぐらい減るというふうな、国のほうの通知は、県を通じてですけど、来てるんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

基準財政収入額のうち、市町村民税の減といたしまして、約1億円減額されるものと算定されております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

個人住民税、それから固定資産税、法人税、そのほか、軽自動車税とかもありますけども、一応町税全体で1億4,000万ぐらい減るという算定になってるといふことらしいんですけど、そこでちょっと聞くんですけども、今、個人住民税についてね、例えば個人住民税、それから法人住民税、固定資産税、この三つの税についてですね、もう既に、固定資産税なら4月、住民税なら6月、既に当初の課税が決まっているというふうに思うんで、調定額でいいんですけども、決まっていると思うんですが、前年度と比べて1億4,000万円、三つ合わせて減っているのかどうか、その点どうですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

今の3税目の当初賦課決定時の調定額でございます。今年度、令和3年度の個人住民税、決定時調定額で9億15万4,536円。昨年度、令和2年度は9億4,362万614円でしたので、約4,346万6,000円の減となっております。法人住民税に関しましては、各法人さんのほうで事業年度が違いますので、今、直近の時点での調定金額、7月末時点で申し上げますと、令和3年度で2,742万8,300円、令和2年度で2,522万2,200円ですので、約220万6,000円の増となっております。

固定資産税に関しましては、令和3年度、当初賦課決定時の調定額8億2,698万1,400円、令和2年度は8億4,920万5,780円でしたので、約2,222万4,000円の減となっております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

減り方としては、固定資産税と個人住民税で6,000万ちょっとということですね。だから、国の算定よりも減り方は甘いということで、平群町にとっては、その分収支はよくなるということになると思うんですが、これは今後、年度内の動きもありますから、どうなるか分からんけれども、法人税については、決算のところで見ると、昨年度は思ったほど伸びてない。コロナの影響とかいろいろあるんでしょうけども、それはまた決算のところで聞きますけれども。

それでね、もう1点は、まだ9月ですから、今年度の収支をどうなのかというのはいずれですけれども、今年度の一般会計の当初予算はですね、昨年度に続いて緊縮財政予算を組んでるということで、町有地の売払収入1億2,000万円、これが売れるかどうかということがありますんで、売れなかった場合、これが実質的な歳入不足と予算上はなるわけですね。6月の2号補正で、基金2,400万円繰入れしてますから、この時点で1億4,400万円の赤字ということになるんですけれども、今年度、今回の補正で、繰越金を除いた歳入超過は1億2,000万ほどあるんですね。現時点ですら、この補正後になるわけですけれども、予算上の実質収支は、これでいくと2,300万円の赤字ということになるんですが、予算上の見立てで、これで間違いはないですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員さんが御指摘いただいた積算のとおり、補正後の歳入不足というのは、予算上、2,314万3,000円になるということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

もう1点。

今年度、ちょっと嫌事を一言言うと、今年の1月に出したシミュレーション、財政シミュレーションですよね。今年度の収支は、実質単年度収支が3億700万円か400万円かの赤字ということ。しかし、実際は約4,000万の黒字ということ。3億4,000万乖離があったわけですけども、今年度の実質単年度収支、今の状況で見て、財政担当としてはどういう見込みを持っておられるのか。

いずれにしても、9月、この議会が終わった時点です。毎年出してる財政シミュレーションは出されるというふうに聞いてるんで、今どのように見ているのか説明いただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今年度の実質単年度収支をどう見てるかということでございますが、今御説明させていただいたように、現在につきましては歳入不足は2,300万弱あるということでございます。今回も昨年もそうでしたが、コロナの影響で事業の不用額というのがなかなか見込めなかった分もあったんですが、歳出の不用額が一定あるということ想定しながらも、今年度の実質収支につきましては黒字になると想定しております。そしてまた、シミュレーションにつきましても、今現在、奈良県と緊急財政健全化計画の策定・改定作業等を一緒に取り組んでまして、シミュレーションにつきましても、そういったことも含めながら、今現在取りまとめておりますので、一定まとまれば、また議会のほうにお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっとね、去年のさっき例出しましたけど、去年というか、昨年度決算見込みと実際があまりにもかけ離れてると。ちょっとあまりにもひど過ぎるんよね。要するに、予算上と決算の見込みのシミュレーションとは全然違うわけだ

から、当然、どれぐらい不用額が出るかという、それも一財の不用額ですけれども、どれぐらい出るかというのはある程度見込んでシミュレーションするわけね。そのシミュレーションに基づいて財政健全化計画を毎回何回か立ててるわけでしょう。それが昨年度みたいに3億4,000万も乖離があるというのはね、これはやっぱり財政をやる者としてはちょっと恥ずかしい話だと思うんですよ。悪く言えばですよ、要するに、財政が悪いことを殊さら強調して住民に負担を増やすとか、行政サービスを削るとかいうことをしようとしているのかというふうに言われかねないので、そこはもっとね、あまりにも乖離し過ぎるというのはいかなものかと思うんで、つくられるときは本当に、もちろんいいかげんに作ってるとは思わないんですけれども、そここのところはきちんとやっていただきたいということは指摘しておきます。

今、黒字になるだろうということですがけれども、基本的にそれは不用額がどれだけ出るか分かりませんが、この間の事例で言うと大体2億ぐらい、今のままだったら2億ぐらいの黒字にはなるだろうと。今後、県との関係で、これは県からお金を借りる場合はそのまま借金を減らすということに使うわけですから、あんまり収支とは関係なくなるんですけれども、ただ、いろいろとそういうふうになってくると、来年度からの、この間のシミュレーションとは大分違ってくるんで、その辺もしっかり見ながら、まだ決まってないということなんで、あれですけれども、見ながらやっていただきたいということはお願い、指摘しておきます。

もう結構です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。下中議員。

○11番

23ページ、先ほど森田議員からありましたように、修学旅行のキャンセルについてちょっとお伺いいたします。

もう時期的にも近くだと思います。何か、中学校は高知県のほうへ行かれるように聞いてますねけれども、これね、感染者が出たら取りやめてキャンセルするとなっておりますけどね、昨年のようにね、保護者からいろいろ言われて、結局取りやめたというふうになってますわな。でも、その場合、この予算が適用されるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長

教育部長。

○教育部長

修学旅行の件でございますけども、御存じのように、こういったコロナ禍の

中で修学旅行を実施することについて、学校現場のほうも大変悩んでいるところやと思っております。今現在のところですね、修学旅行を中止するというようなことは聞いておりませんが、恐らくですね、学校のほうでは、保護者の意見も聞きながらですね、最終的にどうするのか、その判断にちょっと迷っているところかなというふうに思っております。まだ現在のところは中止ということにはなっておりませんが、学校の判断で中止ということになった場合にですね、こういった保険、また補助金を予算化しておくことによって保護者の経済的負担を減らすと、そういう目的で、今回予算措置させていただいてますので、その辺のところはちょっと御理解お願いしたいかと思っております。

○議長

下中議員。

○11番

ということは、学校全体とか、また保護者を集めていろいろ相談されて、結局それでキャンセルせざるを得なくなると。そういった場合でも、これはきちっと適用できていくということですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

今回の予算の内容ですね、保険料と補助金両方ございますけども、保険料については、生徒、そして引率の先生方の旅行参加者、そちらの方に陽性者が出た場合のみの適用になります。一方、補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により学校旅行が中止された場合ということで、その辺の判断については、国のほうのコロナのホームページを見てみますと、各自治体の判断により、新型コロナの交付金の対応は可能と書いておりますので、そちらのほうの、そういう財政との協議も要りますけども、新型コロナの影響で旅行が中止ということであれば、補助金のほうはコロナの対応になると、そのように考えております。

○議長

下中議員。

○11番

いろいろと問題もあると思えますけれども、適切な判断をよろしくお願いいたします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山田議員。

○9番

先ほどの山口議員の質問とちょっと重なるかも知れませんが、12ページの公共施設の総合管理計画策定委託、見直しと更新ということ、あと学校施設の長寿命化、こういう計画をしていくということは重要なことだとも思うんですが、こういう長寿命化とか将来の在り方の計画というのは今までほとんど補助金が出て、コンサルに委託してたという経緯があったように思うんですけど、今回は町単費ということになってるようなんですけども、財政が厳しい折ね、なかなかそういう投資的な経費であったり、この間も出てましたけど、プリズムの外壁も含めてとかそういうのはなかなか着手できない状況の中で、こういう計画を持つということは大切であると思うんですけど、今、この時期に、将来的に投資できる見込みもない、緊急的な改修等が必要であれば、それが補助金が頂けるといふことにもなるんであろうとは思いますが、そういう緊急的なことがあり得る可能性があるがために、そのときに補助金をもらうがために今やるという、そういうことなんでしょうか、違うんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、財源措置ということなんですけれども、一応令和3年度、総合管理計画の見直しに係る経費として、特別交付税措置はあるということで聞いております。

次に、今回この時期にということなんですけれども、やはり、今財政健全化ということをやっている中で、今21施設等ございます。そういった中で、施設が壊れたから使わないよというのが、平群町行政としては住民サービスの上でできないと。そういった中で、修理とかそういった部分が一気に重なってしまうと、その時に多額の経費もかかることになるということから、このような管理計画を立てて、そして長寿命化して、かかる経費の平準化を図るという、そういった安定的な財政健全化にもつながるということが1点。

そしてまた、緊急的な部分とありますが、説明いたしましたように、学校の施設の改修等に係る補助金については、この学校施設の長寿命化の策定が条件になっております。そういった中で、学校施設につきましても、かなり老朽化等している状況もございますので、そういったことも踏まえて、今回、このような時期に管理計画の見直しを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○ 9 番

交付税算入もある中で、先ほど言ったように、いきなりの改修計画を立てたところで、この長寿命化計画策定をしていなければ国の補助金を頂けるかどうかもわからないというか、補助金を出してくれない可能性もあるということの中で、今しなければならぬ。それとまた、交付税の算入もあるということで理解をいたしました。

それともう1点、9ページなんですけど、浄化槽の設置事業費県補助金。事業計画区域外や集中浄化槽区域外、そういうもろもろの条件の中で、それ以外の区域、また事業の計画がおおむね7年ないところについてはこういう補助金が出るということで、これまでも出されると思うんですが、ちょっと聞くと、県の要綱、県の規定が変わったということなんですけど、これは簡単に言うとどういうふうに変ったのか。恐らく、出なかったものが出るようになったと。ちょっと聞いてると、10件等の規模でないと出なかったのが1件からでも出るというふうになった、それはそれでいいのかどうかと、あとこれまで、県の負担金の部分を町が単独費として補助してたということになるのかなと思うんですが、その2点についてどうでしょう。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

浄化槽の補助金の県の補助金のほうの補正を出させてもらいまして、県の要綱の変更の内容でございます。

県の今の補助金の要綱の中では、市町村の補助事業費、総額が400万円以上であること、受益戸数が10戸以上であること、受益人数は30人以上であることというような内容が、まだいまだに残っております。ただ、それは県内全域についてのことでありまして、その中で、ただし書としまして、大和川流域市町村はこの限りではないという条文がこのたび、今年度から入れていただきましたので、今回補正として、その区域、平群町内もありますので、補正として県のほうの補助金を入れさせてもらいました。

こちらですね、当初1,000円という名目予算で計上はしておったんですけども、県の補助金を請求する際にですね、やはり予算書の写しが必要になりますので、今回補正という形で出させてもらっております。

それとあと、今まで、昨年度以前の話になるんですけども、こちらのほうにつきましては、県の補助金がつきませんので、その分は省いて補助をさせていただきますという経緯もございます。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

省いてということは、今ネット上で、通常型の5人槽であれば33万2,000円とか補助金が載ってるんですけど、省いてということは、県から出なかった分が次からは出るということで、補助額が上がるということですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

町のほうから払っております補助額につきましては、上がって満額出させていただくという形になります。昨年度までは3分の2という枠で出させていただいておりました。

以上です。

○議 長

山田議員。

○9 番

だから、3分の2で町は出した。国が3分の1かな。だから、今まで出た額と、住民の方にとっては変わらないという理解でいいわけですか。今までと同様の金額をもらえるということですか。ちょっとその辺が、県の分が省いてというと、県の分は出なかったから、県の分は、住民の頂く側からとったら、それが今まで入っていなかったのか、これから入るのか。いえいえ、今までも町が負担してましたよということなのか、そのところを明確にちょっとお答えいただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今まで住民さんには、県の補助金額を省いて、入らずに、少ない額で払っていたということでございます。

「増えるの」の声あり

○住民生活課長

すみません。増えます。今年度からは満額出しますので、増えます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

もう一つだけお尋ねします。

県の重症警報を受けてですね、今県といろいろ協議をなさってると思うんですけども、管理職の方は給与カットになったわけですけども、一般職については組合と交渉中だというふうにお聞きしておったんですけども、その状況はいかがなっておりますでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

一般職の給与カットの件でございまして、今現在、組合とも交渉継続中ということでございます。今まで6回の交渉のほうを重ねてまいりました。組合のほうからも、今回の財政健全化に対して、33項目の質問を出されまして、それに対して我々が回答を行って、一通りの回答につきましては、先日終了したということでございます。ただ、現在のところも交渉については継続中というところでございます。

○ 議 長

ほか、質疑ございませんか。井戸議員。

○ 4 番

ちょっとまた戻っちゃうんですけど、23ページの修学旅行の件ですね。

キャンセル代に伴う780万円なんですけども、これの積算根拠というか、もうそもそも、ほぼ無理なんじゃないのという状況だと思うんです、実際のところ。高知県となったら、まず特に長時間、5時間、6時間、最低限、片道乗らなきゃいけない。五、六時間のバスは正直無理なんじゃないかなと。行けたとしても、前みたいに淡路島だとか、近隣になるとは思うんですが、その場合、この784万円というのは、どの時点、ちょっと修学旅行が今、いつ行くのかということも含めてなんですけど、どれぐらい前でって、これ多分、最大の金額だと思うんですけども、早めに決めればその分下がるのかなと、キャンセル料代。もしくはゼロになるのかなとは思うんですが、その辺りの説明、簡単に結構ですので、何月だったらこれぐらいかかって、何月だったらこれぐらいというのを教えてくださいたいと思います。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

修学旅行の件の質問でございます。

まず、修学旅行の行き先、日程の件でございますけども、それも簡単に説明させていただきますと、平群中学校が10月の中旬から2泊3日で高知県の予定と聞いております。次に、南小学校も10月の中旬、1泊2日で淡路島方面、北小学校、平群小学校が、11月の中旬ぐらいに1泊2日、白浜・淡路島方面と聞いております。

それと予算の補助金の784万円の積算根拠でございます。

当然、こちら側の都合で旅行をキャンセルした場合にはキャンセル料がかかってまいります。この784万円の根拠ですけども、旅行開始の当日、当日といえますのは、バスに乗る直前までのキャンセル料は50%ということで聞いております。実際のところ、バスに乗る直前でキャンセルするという事はないかと思っておりますけども、そのバスに乗る直前でキャンセルした場合のキャンセル料は50%取られるということでございます。小学校については、旅行代金総額が約1人4万円というふうに見込んでおりますので、その4万円の50%のキャンセル料ということで、2万円のキャンセル料で、3小学校です、生徒と引率する先生方が147人ございますので、小学校については、2万円掛ける147人分で294万円。中学校につきましては、旅行が2泊3日になりますので、旅行代金が7万円と聞いております。その7万円の50%のキャンセル分ということで、3万5,000円掛ける140人分で490万円、合わせて784万円の積算をしております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ということは、最大ということなので、やっぱりそれが数週間前とか1か月前に決められる状況であれば、これが不執行という形になるということですね。ぜひとも早めの決定、大体、ちょっともう危ない状況になってますので、早めに決定できると思いますけど、保護者の御意見を聞いていただいて、過去にもこの500万、700万というお金が出せずに、中学校の机なんかでも、実質5年ローンという、じかに払えなかった経験がありますので、早めにして、無駄なお金を違うほうへ回すほうにも考えていただきたいなと思いますので、ぜひともその辺、よろしく願いいたします。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第41号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時04分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第15 議案第42号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計補正予
算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第42号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第42号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第16 議案第43号 令和3年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第43号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7 番

決算が確定したということで、その補正も出てるということなのですが、
基金への繰入金2,622万9,000円、これはどのようにして生まれたん
でしょうか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

基金繰入金の内訳でございます。

2,622万9,000円。一つ目は、前年度繰越金1,205万円、そこに追加交付金2,046万8,000円、あと償還金がマイナスの628万9,000円、合わせて2,622万9,000円となっております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

一方で、当初予算で4,000万以上の基金の繰入れを組んでと。そっちは消さずに、昨年度の収支ということで出してるんだというふうに、それは理解するんですが、朝一番、町長の挨拶の中で、単年度実質収支、介護保険については赤字だという、2,475万8,000円の赤字。それでいてですね、積上げができたというのはどういうことでしょうか。

○議 長

山口議員。

○7 番

もうこんなイロハやんか。要するに精算やな、もらう場合、返す場合がある。精算金のことでしょう。いや、今日町長がわざわざ介護保険の昨年度の決算が実質単年度収支が赤字と言ったから聞くんやけど、実際は赤字じゃないんですよね。それを言いたかったわけよ。要するに、正味の1年の単位。何でそれ言うかというとな、介護保険だけは3年でしょう。計画3年で、それに基づいて65歳以上の1号被保険者の保険料を決めてるから、3年が一つの単位と当局はずっと言ってるわけや。でもさ、国や県、町の支出分については、毎年次の年に精算するわけでしょう。精算するから、当然1年ごとに、前年度の精算、翌年度にわたる精算、その両方を見れば、その1年間の全く正味の収支が分かるわけですよ。それで変わらないのは保険料だけやから、保険料は精算しませんから。だから、この2,623万円というのは、昨年度の正味の黒字なんです。それをあれでしょう、わざわざ今年度のほうで基金の取崩し、基金からの繰入れを4,000万以上入れてたってそこに手をつけないのは、要するに昨年度で余った分だから基金に乗せると、そういうことでしょう。そういう会計してるわけや。

今の答えとしてはそういうふうに答えてくれたらええねんけど、それで何が言いたいかということ、こういう会計制度だということの中で、1号被保険者の保険料だけが精算もされずに3年間取られ続ける、余っても。足りない場合はまた取るというのはどうかは思うけども、余った場合は返したほうがいいです

よ、途中でも変えたほうがいいですよとこの間ずっと言ってきたのは、そういう制度があるからこそ言ってきたわけであって、そこんところは、そういう財政を預かってる人間としてですね、きちっと把握した上でやっていただきたい。あとはまた決算のときに言いますけども、そういう会計ですからね。もうさっきの質問は答弁ええですよ。

それでもう1点聞きたいんですけど、今年度の第8期、今年が初年度ですけれども、今年8月から施設の補足給付の制度が変更になってます。これは、8期の計画の中には全部入ってるんでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今年変わった部分については入ってございません。策定の段階では、昨年に決まったことについて入れています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

ということは、これ入ってないから、8月からは3年間、要するに町の給付費の支出が減るといことなんですよ、内容としてはね、要するに、これまで制度を受けられた人の所得制限が厳しくなりますから。要するに、これまで例えば、金額は今覚えてませんが、200万までであった人が150万までになるとかいうことなんで、当然、利用者の負担が増えるということになりますから、給付費は減るといことになる。その試算はしてますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今のところ、まだしてございません。

○議長

山口議員。

○7番

これはちょっとしといてくださいね。だから、8月からやから2年半になるのか、8期のね。大半そうなるわけですから、その分当然、本来なら、保険料引下げにつながるあかんわけですよ。金額どうなるか分かりませんが。だから、その金額については、ちょっとどっかで資料を出していただいてということになると。

もう1点言っておきますけど、これ、もともと今年度予算で4,000万の取崩ししか計画してないですよ。この前の政策体系のときにちょっと聞いたときに、今年度、これまで4か月については、給付費が6億1,000万と。そのまま3倍すれば18億3,000万とこうなるわけ。でも、予算では19億1,000万組んで。8,000万ほど差があるわけですけども、そういうことも含めてね、本来、3年間で基金を3億円取り崩すことになっておりますからね、1年目、4,000万円で済んだらもう御の字ですよ。本当なら1億2,000万ぐらい、1年目で取り崩すぐらいでないと計画どおりにならないというふうに思うんですが、それは間違ってますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

取崩しにつきましては、議員おっしゃるとおりに3年間、だんだん増えていくという形になると思います。ただ、初年度につきましては、まだ予算的なものと4,000万してますので、実際は4,000万いくかどうかぐらいと思っています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

1年ぐらいたったら分かりますから、来年の6月議会ぐらいになるとですね、1年終わって大体の予測がつくと思うんですね、平群町の場合、65歳以上がもう減ってってますから、総数でね。率は増えても総数で減ってってますから、その辺のバランスも見ないと駄目だと思うんですが、ちょっとその辺についてもね、早め、早めにですね、ちょっとどういうふうになるかというのは見て行ってほしいんです。3年やから、最後の3年目のときに、次の9期の策定のときに考えたらええわじゃなくて、毎回そういうふうな目で見て計画を立ててほしいと。予算を組むときは、当然計画とは関係なく、前年度に対してどれぐらいかと組むから、はなから相当計画とは離れてくるんですけど、今回8期の場合はまだ分かりませんがね。その辺はお願いしときます。あとは結構です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法
第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘2丁目12番43号

氏 名 乾 宏美

生年月日 昭和40年2月17日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありましたように、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推せんに意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。前任者が令和3年12月31日で任期満了を迎えることから、新たに乾宏美氏を推薦したいので提案をさせていただきます。

乾宏美氏は、長らく本町役場職員、保健師として御活躍を頂き、令和3年3月に退職されました。その後も本町ゆめさとこども園学校評議員としても御活躍を頂き、この間の勤務実績等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定をいたしました。

続きまして

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台5丁目13番1号

氏 名 山田三千子

生年月日 昭和28年2月18日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありましたように、諮問第3号の人権擁護委員候補者の推せんに意見を求めることについての提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。前任者が令和3年12月31日で任期満了を迎えることから、新たに山田三千子氏を推薦したいので提案をさせていただきます。

山田三千子氏は、現在、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、奈良県身体障害者スポーツ指導員、平群町ボランティア連絡協議会会長、奈良県ボランティア連絡協議会副会長、地域福祉権利擁護事業生活支援員、平群町民生児童委員、平群町更生保護女性会役員を歴任していただいております。この間の実績等から、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りをいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんに

つき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定をいたしました。

続きまして

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 19 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 20 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 21 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 22 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 23 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 24 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 25 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 26 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 27 | 認定第 9 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 28 | 認定第 10 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 29 | 認定第 11 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計決算の認定について |

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。認定第 1 号から認定第 9 号までの提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者

認定第 1 号 認定第 2 号 認定第 3 号 認定第 4 号 認定第 5 号 認定第 6 号 認定第 7 号 認定第 8 号 認定第 9 号 提案理由説明

○議長

御苦労さまでございました。

提案理由の説明の途中ですが、午後 3 時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 4 6 分)

再 開 (午後 3 時 0 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

認定第 1 0 号、認定第 1 1 号の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

認定第 1 0 号 認定第 1 1 号 提案理由説明

○議 長

御苦労さまでした。

続きまして、監査委員から監査結果の意見を求めます。森田監査委員。

○監査委員 (森田 勝)

令和 2 年度一般会計・特別会計決算審査意見書。

議会選出監査委員から御報告させていただきます。

それでは、一般会計及び特別会計決算審査結果の報告を申し上げます。

令和 2 年度の平群町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等について、本年 7 月 2 6 日から 8 月 1 8 日まで審査を行い、町長に対して意見書として提出させていただきました。

決算審査意見書については、既に皆様の御手元に議案書と一緒に配付させていただいておりますので、概要につきましては、簡略に御報告させていただきます。

審査方法については、各決算書及び決算附属書類及び関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合確認などの手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算は、いずれも諸規定に準じて適法に作成され、計数は適正に処理されていることが認められました。なお、各会計への予算執行及び事務処理等についての審査は、毎月実施しております例月出納検査などの結果を参考に審査を行いました。

決算審査意見書の 1 ページから 3 3 ページまでは決算の概要、一般会計及び特別会計の歳入歳出状況の年度別・項目別明細並びに基金の運用状況等について記載しております。

次に、3 4 ページから 3 6 ページには、結びとして、監査委員の意見を述べ

させていただきますので、御覧ください。

結びとして、一般会計及び収支状況は、実質収支は黒字となり、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は黒字となっております。また、基金の取崩し額を差し引いた実質単年度収支も黒字となっています。

歳入においては、歳入総額に対する自主財源の比率は26.6%で、構成比全体では依然として低い状況にあり、今後も自主財源の根幹をなす町税については、未収金発生の防止及び徴収体制の強化に引き続き努力されるように要望するとともに、各種分担金、負担金、使用料、手数料などについては、受益者負担の原則に基づき、負担の適正化を確保するように努めることを要望します。

一方、歳出については、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は95.7%となり、前年度と比較すると4.2ポイント減少しています。今後も新たな町債の発行を極力抑え、義務的経費も含めた歳出全般の抑制に努め、町債残高全体の縮減を図ることに留意しなければなりません。

特別会計では、各会計を総括すると、収支同額もしくは黒字となっています。

国民健康保険特別会計は、安定した保険税収入に加え、県への納付金の減少により、良好な財政状況にあり、令和2年度決算は1億2,982万3,000円の黒字となったものの、コロナ禍の中で、病院控えによる医療費の減少があったが、高齢者のワクチン接種が進み、医療費が元に戻る、あるいはリバウンドで拡大することが懸念されることから、安定した財政状況が続くとは言い切れません。今後の財政運営の主体となる県と十分協議され、持続的に安心して医療を受けられる財政基盤の確立に努めていただきたい。

まとめとして、今後さらに進展する少子・高齢化、人口減少社会において、本町の自主財源の根幹である町税等自主財源の伸び悩みなどの反面、長期間にわたり公債費の償還額は11億円となっている厳しい財政状況が続く中、常に行政総体の事務事業について検証を行い、限りある財源の中で有効かつ必要な施策のみを選択して取り組むことが必要不可欠であります。

また、今後、少子・高齢化の進展に伴う社会保障費の増や新型コロナウイルス感染症の拡大によるさらなる税収の減と新型コロナのウイルス感染症への対策経費の需要増が見込まれることから、これまで以上に厳しい財政状況になることが想定され、赤字団体への転落も危惧されるところであります。また、平群町において、施設の老朽化による補修、更新などの維持管理費の増大は避けて通れない課題です。

そのような中でありますが、本年に策定した平群町緊急財政健全化計画による当面の収支不足による赤字決算を回避し、県の重症警報の指摘する部分の改善に対応する早期集中プランと、将来的な財政体質の改善に向けて、中期対応

プランを着実に推進することにより、この危機的な財政状況を乗り切っていただきたい。今後は、全ての事業に対して事業内容を精査し、現状に見合った必要性の可否や、事業ごとに成果の検証や執行方法の見直しを行うなど、全ての事務執行が形骸化することなく、常にコスト意識を持って適正かつ効果的な予算執行を行うことを心がけ、この難局を乗り切っていただきたい。

また、37ページ以降については、決算審査資料をつけさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、公営企業会計決算審査結果の御報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました令和2年度平群町公営企業会計決算の審査結果につきまして御報告させていただきます。意見書につきましては、議案書と同時に皆様方に配付させていただいております。

審査の概要は、その中の1ページに書かせていただいておりますように、本年6月24日から7月26日までの期間、審査に当たりました。また、水道庁舎において所要の現地審査も行いました。

審査の結果につきましては、地方公営企業法及び関係法令の規定に基づき、おおむね適正かつ正当に処理されていることが認められました。

決算審査内容の概要につきましては、平群町水道事業会計より簡潔に御報告申し上げます。

審査意見書11ページ、結びを御覧ください。

令和2年度の給水人口は1万8,639人、給水件数は8,101件となっております。また、年間総配水量は222万4,688立米、有収水量は190万7,910立米で、前年度と比較し、3ポイント上昇しています。給水収益は3億7,034万4,969円で、前年度と比較すると、2,068万2,367円の減少となっております。これは、新型コロナウイルス感染症蔓延防止支援策により、全世帯3か月分の基本料金を減免したことによるものであります。また、令和7年度に（仮称）奈良県広域水道企業団の設立が予定されておりますので、それまでの間、老朽施設の維持管理費用が必要となることから、さらなる削減に努めるよう、公営企業として経営改善が強く求められることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、収益については、人口減少や住民の節水意識の高揚などにより、水道料金収入が年々減少する一方、費用においては多額の費用が発生することが予想されますので、引き続き良質の水道水の安定供給を行うために、これまで以上に経費削減と効率的な事業運営に努めていただきたい。また、令和7年度に（仮称）奈良県広域水道企業団の設立が予定されているが、今後も十分な検討や議

論を重ねていただき、本町にとってもよりよい統合が実現できるよう努力していただきたい。

2、水道料金の徴収については、徐々にではあるが、給水停止の執行等、改善に向け努力されています。しかし、令和2年度末の未収金は1,399万7,798円を計上しています。今後も、公平性の確保のため、新たな未収金の発生防止と未収金の回収に努力していただきたい。

水道事業は重要なライフラインであることから、安心しておいしく飲める良質な水道水の安定供給と確保を目標として、今後予想される経営上の諸問題に適切に対応し、なお一層経費縮減に努めると同時に、健全な財政状況を維持していかなることを望むものであります。

次に、平群町下水道事業会計を御報告申し上げますので、審査意見書25ページ、結びを御覧ください。

令和2年度の処理区域内人口は1万206人、水洗化人口は9,581人となっております。年間有収水量は106万9,461立米で、前年度に比べて3万6,268立米の増加となっております。下水道事業収益は、4億4,046万5,453円に対して、下水道事業費用は3億7,791万4,248円となり、収支差引きすると6,255万1,205円の純利益となっております。今後も、下水道事業において、事業の推進や施設の老朽化に伴う更新工事が必要となりますが、徹底した経費の削減を図るほか、公営企業として効率的かつ安定的な事業改善を求めることを指摘し、決算審査として次の事項を述べます。

1、本年度も全体で1億5,412万6,000円の一般会計からの繰入金があり、運営資金としても、水道事業管理者・南都銀行から4,200万円の一時的借入れを受けているなど、厳しい状況になっているが、今後も健全な財政運営に取り組んでいただきたい。

2、下水道使用料は、使用者負担の公平性を図るため、使用料を安定的に確保し、確実に収入していくことが求められます。また、水洗化率の向上は、施設の利用効率を高め、下水道使用料の増加につながることから、引き続き、下水道の役割や接続に伴う助成制度の周知、下水道未接続者への利用促進、普及活動に努めていただきたい。

下水道は、生活を行う上で重要なライフラインの一つであります。計画的な整備の推進と適正な維持管理を図り、住民サービスの向上に取り組むとともに、より効率的かつ効果的な事業運営及び健全経営を望むものであります。

以上、監査委員からの決算審査結果の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

御苦労さまでした。

これより本案 11 件に対する質疑に入ります。

まず、認定第 1 号 令和 2 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。山口議員。

○ 7 番

まず、決算の収支について質問します。

先ほどもちょっと言いましたけども、全体として、当初予算との関係で、予算総額はもう、コロナの関係で、特に 10 万円の給付費などあって大幅に増えているので、そのことはいいんですけども、もともと当初予算ではですね、ほぼ 2 億数千万円の未確定財源があったと。それが 4,000 万近くの黒字になったわけですけども、このことについてですね、どのように分析しているのか、まず説明していただけるでしょうか。

○ 議長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

それでは、今、山口議員さんからの、当初予算との比較で約 3 億円の改善ということでございますが、まず令和 2 年度につきましては、歳入面では、やはり地方交付税や町税等で当初予算より約 2 億円の増加があったかなというふうに考えております。そして、歳出面につきましては、歳出の不用額が全体で約 5 億 8,700 万あったんですが、そのうち、やはり国庫とかの分がありますので、その不用額の中で明確に積み上げることはちょっと難しいんですけども、大まかな数値として御了承願いたいんですけども、歳出で国県補助金とか地方債といった特定財源が当たらない歳出費目、そういった分を積み上げた、不用額の中での一般財源、それが大体 2 億 6,000 万ぐらいあったかなというふうに考えております。そういった中で、これらの合計が歳出ベースで 4 億 5,000 万円となっています。そういったことから、結果的にこれらの歳入歳出の増減で当初予算の未確定財源を解消できて、そして令和 2 年度の実質収支が約 2 億円になったというふうに考えております。

以上です。

○ 議長

山口議員。

○ 7 番

基本的に、地方交付税も相当増えましたし、それから町税収入も増えてるといようなことでしたから、そういうもろもろのもので、黒字 4,000 万、差額で言うと 3 億以上の差額が出てきたということでした。

それで、ちょっと午前中も聞きましたけれども、財政シミュレーションとの関係で、午前中も言いましたけれども、もともと3億600万の赤字になると、実質単年度収支でね、そういうシミュレーションであったわけですが、4,000万の黒字と、3億4,500万ぐらいの乖離があるわけですが、これについては、当然1月の段階、多分あれば1月の段階でのシミュレーションだったと思うんですけどもね、それから5月の出納閉鎖までたった4か月ぐらいで、それだけ大きく変わる。大きく変わる要因としては、当然3月の年度末ぎりぎりに出てくる特別交付税が増えたとか、そういうのはあると思うんですけどもね、それにしてもですね、余りにも差額が大きい。今ちょっと説明のあった一財の不用額、これが、ここはね、やっぱりある程度、私は正確に出していく必要があると思うんです。もちろん、予算の場合、足りなくなると困るから、当然ちょっとは余分に組んでいくわけですが、それにしてもあまりにも金額が大き過ぎるというような気がするんですよ。その辺はね、今後のためにもやっぱりある程度、特に一財分についてはですね、全体で言うと5億以上の不用額ということになるんですが、一財で2億6,000万という話でしたけども、その辺についてもね、どういうことだったのか、改めて聞きますけれども、どういうところでそういう差額が出たのか、その点についても説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、今の山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、シミュレーションとの乖離約3億4,500万というのは確かにあり、シミュレーションの精度につきましては、これまで再三御指摘いただいている部分でございます。そして、特に今回、不用額につきましては、やはりコロナ禍という今までにない対応があったということで、事業の自粛であったり、館内を閉めたり休館にしたということで、物件費等のそういった部分もあったということです。そしてまた、不用額が多かった部分につきましては、やはりちょっと、会計年度任用職員制度の人件費の不用が多かったこと、そして文化センターの初年度の施設ランニング経費、こちらも何か月か休館にしたという部分と、そして新型コロナウイルス感染症の影響などによって扶助費の執行残が例年よりあったということで、そういった部分で、一般財源の不用額の部分というのはですね、その分がなかなか見込めなかったという部分でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そのコロナの関係の不用額というのは、基本的に財源は全て交付金で来てるわけだから、これはもう関係ないわけですよ。不執行になる部分については、当然そういうものについては関係なくて、一般財源として、正味、町の一財の中で出す金額についての不用額が一番問題になるわけで、そこんところは分かるんですけども、その辺ね、3か月や4か月でそれだけこころろ変わるというのは、そのシミュレーションの信頼性、それを前提に健全化計画を組んでるわけですから、それだってどうなのという話ですよ。昨年度決算で、一般財源の、だから4,000万黒字になったことでね、基本的に、3億円以上の金が今一応、年度末、今年3月31日現在、剰余金があるということでしょう。それは多い、少ない、多くはないんでしょうけども、今年度も、先ほどの一般会計補正予算で答弁あったようにですね、黒字になるのはほぼ、今のままいけば、大体そういう方向になると。このままいけば、今年度末で大体5億か6億ぐらいの剰余金が残ってくると。ほんで、この十数年の中で6億残ったのが1回だけあるんですよ。ただ、その後、駅周や文化センターの関係で、相当一般財源も必要になってますし、なってる関係でね、なっているからこそ、その後また大変になったわけですけども、でも今後で言うんですけど、今、ここ二、三年先、三、四年先も含めて、町が財政支出で大きく必要というのはないわけですから、その点でいくと、緊急という名前で作った健全化計画ですけども、それとは大分前提が変わってるのではないかと、その点についてはどのように考えているんでしょうか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

シミュレーションの部分で、今回多くなって、そしてまた、今年度の決算時も黒字というふうなことがございます。ただ、今年度、令和3年度につきましては、収支はもう改善されて、そういった状況なんですけれども、そしてまた、緊急財政健全化計画で、新たな事業とかそういった起債の発行金額というのは抑えてっておりますので、このままでいけば十分対応できるんですけど、ただ、議員さん御指摘いただいている、やっぱり将来の負担の大きさということで、やっぱり地方債残高、公債費の支出、そういった部分が、今現在やはり懸念されております。そういった中で、今後、公債費比率も、今回16.7%と上がっておるんですけども、今後の公債費の見込みとして、やはり令和6年度、

7年度、8年度が、元利償還の大きく償還する分がありまして、要因といたしましては、総合文化センターの元利償還が大きく増加してくるという部分と、そしてまた、ゆめさとこども園、駅前周辺、公社の買戻しの償還が重なっております。6、7、8がやはり公債費の償還で厳しくなってくるという部分があります。そういったことから、今現在、収支は好転してるんですけども、そういった部分で、財政健全化を強化してですね、また繰上償還等もしながらいくと。そしてまた、現在、奈良県との緊急財政健全化の改訂作業、その中で同時にシミュレーション等も行っておりまして御意見を頂戴しておりますので、なるべくそのシミュレーションとの乖離が出ないように、今後も協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

そのとおりなんですけど、ただね、この間変わったこととして、もう6月議会で三セク債、結果はどうなったかまだ聞いてませんが、三セク債についてはですね、借換えというか10年延伸するということで、最終的に4,000万以上の利払いは増えるものですね、ここ三、四年は4,000万から5,000万、償還金が減るんですよ。庁舎用地の特会も含めて、今11億超えてますけども、県のほうから借り入れるやつで借金を早めに返すということになってくると。以前のシミュレーションでは、公債費が一番高いときで11億8,000万から9,000万ぐらいになることになってましたけど、それについては、大体10億円ちょっと落ちるぐらいでずっといけるというふうに見てると思うんですがね、それはまた、どっちみちシミュレーションの中で出てくると思うんですが。

来月、11月のいつもやっている住民説明会、今回は中止ですけども、それに合わせて資料は住民に全部配るといことなんで、そこでつくるシミュレーションにはね、県との今の関係のことも含めて、それは県から支援を受けるという内容も含めたシミュレーションになるんですか。その点どうでしょう。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは山口議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

第三セクター債いただくんですが、そちらのほうは国、県を通じて、今許可のほう、届きましたので、粛々と事務のほうを進めてまいりたいというふうに

考えております。

そして、財政シミュレーション、今回、住民説明会のほうはコロナ禍の関係で開催はできないんですけれども、その資料作成というのは、今準備して作成していくところなんですけれども、もちろん、今回シミュレーション、そこに掲載する分につきましては、奈良県との緊急財政健全化の改訂版ということと、そしてシミュレーションというのを同時に載せていけるような形では発行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

ちょっとね、もう相当大きく前提が変わってるわけですよ。今日の午前の今年度の一般会計の補正予算でも、要するに地方交付金が臨財債の減ったのも入れて1億5,000万増えてるわけでしょう。もうこれだけで相当変わるわけですよ。だから、今後地方交付税がどうなるか分かりませんよ。今みたいにコロナでどんどんどんどん国が金出して、借金、今どんどんどんどん増やしてるから、そのままいくかどうかは別問題で、以前の小泉内閣みたいにですね、一気に下げられるということだってあり得るかもわからない。もちろんそういう危険もあるんですけれども、ただ、以前と全然違うのは、大きい事業が基本的になくなったということで、あと平群町としてやらなあかんのは、今回出たた公共施設の長寿命化とかそういうこともあるんでしょうけども、大きくはやっぱり庁舎建設でしょう。雨漏りするような、雨漏りとは言わんな、そういうことが起こるわけですから、その辺のことは考えていかないと駄目だと思うんですが、そのシミュレーションではね、やっぱり、今回変わったことも含めて、シミュレーションを出すと同時にですね、3月に決めた緊急財政健全化計画がそのままいいのかどうか、この点についてはね、やっぱりそこも含めて、私は、新たな状況の下で見直しが必要だと思うんですが、この点について、町長どうですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

収支が改善しているんじゃないかということでおっしゃっていただいているんですけれども、シミュレーションにつきましては、もちろん、県の勉強会のやっていく中の支援も含めて作成し直していくというのは、これはもう前提でございます。ただ、将来につきましては、やはり公債費の比率が、令和6年から8

年、この辺がピークになってくるという、そういう試算をしておりますので、まだまだ厳しい財政状況ですけれども、もちろんシミュレーションというのは常に常に、決算出ましたので、その数字も加味しながら、変更可能、そういうふうに作成をしていくもんやというふうには考えております。

○議長

山口議員。

○7番

言ってることはそれでいいんだけど、とにかく厳しい厳しいだけでね、いつまでもやるというのは、私はいかがなものかと思うんです。もちろん楽観しろとは言わないです。もちろんね、よりいつも厳しく見ただけでやる必要はあるんですけれども、住民生活との関係というのも一方で考えないと、町長も今月でしたっけ、8月にニュース出されてますけれども、あのニュースにも書いてありましたけどね、やっぱり住民の暮らし、そこに目を向けた対策を取らないと駄目ですから、緊急財政健全化計画で出してる職員の給与カットや、それからウォーターパークの廃止とか、その他、住民の暮らしに関わる問題ではね、より慎重であるべきで、特にプールなんて、あれはもうとにかく私がまだ若い、子どもが小さい頃に、三郷にはできて、斑鳩には早くからあって、平群町でもという声が非常に強い中でできた施設です。それをね、やっぱり1回廃止してしまったら、あと造るというのは本当に大変ですから、そのことについてはね、どういう運営の仕方があるかどうか、そういう検討は大事ですけれども、安易な廃止の仕方、それはやっぱり考えていくべきだということは、意見として申し上げておきます。

シミュレーションについては、できるだけ早く速やかに出していただいですね、議会でも議論をさせていただきたい、このことは要望しておきます。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

続いて、認定第2号 令和2年度平群町住宅新築資金……。

「ちょっと待って、順番にいくの違いの」の声あり

○議 長

順番ですけど。

○7 番

一般会計は、歳出全体と、そういうふうにこれまでしてたから。違うの。ほんなら、ずっと全部やっていいの、一般会計。いや、決算はいつも、総括はないから、予算みたいに。でも、順番にやってたと思うんですけどね。違うかったか。資料請求とかしてへんやんか、まだ全然。

○議 長

ここで資料請求等していただけますが。

○7 番

今のところで全部資料請求すんの。ページ数全部言って。

○議 長

はい。

○7 番

いや、だから、まだ一般会計を、今のは僕は全体やと思ったから、一般会計全般の質問を今したつもりで、あとちょっといろいろ、決算入ってへんから、細かいことは別にして、大まかに聞きたいことはまだあるんだけど、それもやらしていただいていいですか。

○議 長

どうぞ。

○7 番

じゃあね、ちょっと歳出全般で何点か聞きますけれども、まず人件費が前年度決算比で3億800万ほど増えてですね、当初予算の審議での説明より2,100万円ほど減ってるんですけども、この要因は何でしょうか。3億が増えたのは、会計年度任用職員が人件費になったということで分かるんですが、当初予算の説明より2,000万ほど人件費として減ってるのはどういう理由があるのか、まずそれから聞かしてください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

人件費に関わる部分でございます。

会計年度任用職員ということで、当初予算で会計年度任用職員、採用予定でありました職員がですね、一部、予算どおり採用できなかったということで。またですね、雇用形態のほうで、フルタイムでの採用を予定していた職員がパートタイムの採用になったということでの変更などによってこういった減額が

生じたというふうに要因については考えております。

○議長

山口議員。

○7番

それからですね、歳出で、あちこちに飛んでる幼児教育無償化における施設等利用給付金事業、これについても、2020年度からおおむね始まったわけで、平群町のこども園に通ってる3歳から5歳はこれには当たらず、北幼稚園とかですね、あと預かり保育とか一時預かり保育とか、それから認可外施設の保育料とかということになるんですが、これについてですね、施設ごとの利用人数が分かれば説明してください。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、福祉こども課の分だけ報告させていただきます。

福祉こども課のほうでは、認可外保育施設利用者が1施設で2人利用されています。そしてあと、一時預かり利用が1施設で1人、合計3名利用されています。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

ちょっと今、細かな数字を持ち合わせておりませんので、また委員会で答えさせていただきますよろしいでしょうか。すみません。

○議長

山口議員。

○7番

総務費のところでね、49ページの財産管理調査委託料の、これは政策体系のところでもちょっと出ましたけども、西小跡地の利活用なんですよ。これ、昨年度の補正予算で、体育館の下の南斜面について、南斜面の調査委託料として500万円を予算措置されましたけども、これはこの前の説明から言うと不執行になってるんですか。これはどのように、どうなってるかだけ説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、今、山口議員さんの財産管理の委託部分でございます。

補正予算で500万計上させていただきまして、そのときに、令和2年度では、現況測量業務として55万円してます。そして、地質調査業務として77万円を二つで約132万円の執行をしております。そして、残り、当初50万組んでまして、500万と足して550万のうち、この132万を使用しまして、そしてあと残り412万の部分につきましては、3月補正において、旧西小学校跡地調査業務として、明許繰越費として計上させていただいております。

現在のほうにつきましては、西小学校の建築物調査の部分ですけれども、今現在、やはり建築物の部分で、今の建築基準法上と適合していない部分等ございまして、奈良県のほうと協議したり、現在、まず適法にお貸しできるような形での、今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

今まではどうなるの。来年度からは貸せて、年間約300万ということでしたけれども、その収入が入ってくるのかどうか。どんどんどんどん遅れていってるわけでしょう。相手も大変なんじゃないですか、いつまでもできないというのは。ほんでまだ調査とこの前も言ってたけど、全然、めど立ってるんですか、立ってないんですか、そっちはどうなの。まだ、これからめど立てるといふことなのか、その点はどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

西小学校跡地のめどという部分でございますが、今現在、その課題になる部分というのは明確に調査できております。そういった中で、その部分をどのような形で改善していくかというところをまだ今協議している段階でありますので、今年度中とか、めどは正直、今立ってないところでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと早めに立てないと、せっかく来ていただくんですからというふうに思います。

それから、民生費のですね、63ページになりますけれども、忠魂碑ね、こ

れも主要事業として上がってたんですけれども、忠魂碑の移設事業、当初予算で450万ということになってたんですが、これは一体どうなったのか、ちょっと決算書を見ても分からない。どっか書いてあったのかな、資料にあったのかもわからん。ちょっとこれがどうなったかね。

ほんで、それともう一つ聞きたいのは、今、駅周事業地内の用地、文化センターの北側に移設されてますけども、あそこの土地は当然町有地だと思うんですが、その忠魂碑の管理というのは一体どないなってるのかね、その辺ちょっと、歴史的な経過もあるんでしょうけども、その辺ちょっと説明できるのであれば説明していただけますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、忠魂碑のどうなったかという御質問です。

当初、450万円工事請負費で予算計上してたんですけども、場所はその後、文化センター北側の公園ということに決まりまして、そこに建てるに当たって、鉄軌道も横に隣接してますので、近鉄と協議が必要ということで、一部測量委託料ということで、予算的には29万円工事請負費から流用しています。併せまして、あと工事なんですけれども、実際工事するに当たって、遺族会のほうから、今の忠魂碑がかなり大きいと。移設後はちょっと高さを低くしてほしいとか、供えてある花の受ける場所とか、その辺は工事に準じて、見ながら石積みをちょっと調整してほしいと、そのような要望がありまして、その辺を協議した結果、予算の設計よりも低いことでしたら、その辺は地元のほうの補助金出して団体に任せるとということで、負担金補助及び交付金補助金で450万円から177万1,000円流用のほうをします。工事については、その177万1,000円で遺族会が、実際にはその遺族会の会員の方が安価で工事をされたということになってます。

あと、管理については、公園内なんですけども、忠魂碑部分については遺族会のほうがされてまして、あと外溝工事ですね、フェンスの設置と平面ブロックの設置、車止め設置等については、町のほうで工事請負費のほうで実施しているような状況になってます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○9番

忠魂碑のことで、私もこれだけ聞かせてもらいたいなと思ってたんですけど

ね、先ほど不用額で2億6,000万ほど出たということで、いろいろ予算執行の段階で御努力いただいたのかなと思うんですけど、この中身を見ると、本当にそうなのかなと。本来もっと不用額があってもいいんじゃないかなとちょっと疑いたくなるような部分があつてね。これ、ちょっと細かいですけど、もともと450万、忠魂碑、予算取ったわけですよ。私もこの450万がいつの間にか243万9,000円になってるんで、これ、そんな補正あつたかなと思つてずっと調べたら補正はしてないわけでしょう。先ほど流用やおっしゃつたけど。ちょっと面白いことも、今課長おっしゃつたのは、測量設計で29万使つたつて、それはどこにも出てないんですよ。工事費は工事費なわけでしょう。一番下の平群町遺族会補助金という補助金に対して流用してるわけでしょう、177万1,000円。予算を450万から177万1,000円流用して、それで工事費を減額して、その工事費の中からまた測量設計に29万と、その測量設計も出てない、どこに入ってるのかもよく分からない、29万もないですからね。後で説明してくれたらええけど、測量設計と工事はもともと節が違うわけでしょう。

こういうことが、ほかにもいろいろ流用、いつも流用のことでお話してますけど、これをされると分からない。たまたま分かつた。なぜこないなつてるのかなとずっと深く調べていくと分かつたわけでしょう。この辺、ちょっと町長、流用のルールをつくらんといかんのじゃないかなと。報告してもらわんことには、これを全部調べようと思つたら、3日やそこらでは分からない。全部の補正を見ながら、全部の項目については元の予算を見ながらでないといけない。ルール上は、目、節の流用はいいことになってるんですけど、よその市町村では、流用についての規則を定めてる市町村も、香芝なんかもあるみたいですよ。一定ルールをつくらんといかんじゃないかなと。これをやつてると、不用額が、本来どれぐらいあるべきなのか、予算の査定の中でどれぐらいの精度を持って予算査定して予算を決定しているのか、後で流用すりゃしまいじゃないですか。お金のあつるところはね。極端に言うたら、隠してるところは隠しといつても使えるわけじゃないですか。これつてどうなのと。ちゃんとした理由があつてこうなつてるのは先ほどの説明でちつと分かりましたけど、不正があつても見えないですよ。誰にも分からないですよ。私いつも流用の話してますけど。流用は、ちょっとそのルールづくりをする必要があるんじゃないかなと思つてんですけど、町長どうでしょうか。そんな必要はないんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今の山田議員さんの御指摘、予算の流用等についてということでございますが、過去から流用については御指摘いただいているところでございまして、そういった部分を踏まえて、町としても、平成25年であれば流用と充用というのは428件あったんですが、今年度につきましては、令和元年は244件で5,200万程度、そして令和2年につきましては、190件という形になってきたと。件数等は、流用とかはなるべくしないようにという形では運用しておりますが、まだまだあと190件という形が残っておりますが、今後、財政運営の中で、一定どのような形でそういうルールづくりができるかも踏まえてですね、ちょっと検討はしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

あと、測量がどこに入ってるのかという話も答弁いただけてないんですけど、そうやって、流用については、確実に減少しているのであれば、それはそれでいいことなんですけど、こっちには分からないんで、何らかの金額一定以上は報告、議決は要らないんですけど、決算のときに、附属資料で報告してもらいかとか、そんなことも必要かなと思うんですけど、どうですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

さっきの測量設計委託料の支出の部分ですね。今、工事請負費で450万円上げてるところの一つ上の委託料のほうに、1段上に、その同じ目内に測量設計委託料26万4,000円、これになります。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

流用、充用のルールづくりということで、どのような形で一定していくかということなんですけど、ちょっとお時間頂きまして、財政部局等とちょっと検討させていただきたいということで、よろしくお願いたします。

○議長

山田議員。

○9番

違法なことをやられてるわけじゃないので、問題ないんやったら問題ないん

ですけど、より分かりやすく、ガラス張りの財政執行についても、分かりやすくするためにも必要ではないかなと思うんです。

さっき、僕が聞き間違ってたんか分からんけど、29万と言うたから、ここに26万4,000円しか載ってないから、29万円と聞き間違ったのかもわかりませんが、それでどこですかと聞いたんで、それは今のやったら分かりました。

○議長

教育部長。

○教育部長

先ほど山口議員のほうから、幼児教育無償化に係る施設等利用給付、施設ごとの利用人数の件についての質問でございます。手元の資料がちょっとありますので、お答えさせていただきます。

まず、私立幼稚園等の保育料等に係る給付金ということで、利用人数は94人でございます。

続いて、私立幼稚園等の預かり保育に係る給付金の利用人数が24人、私立幼稚園等の副食費相当に係る給付金の利用人数が12人、そして最後、町内こども園の預かり保育に係る給付金の利用人数が6人でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

さっきの忠魂碑の件ですけどね、決算、ちょっとどこに入ってんのかあれやけども、一応社会福祉費の工事請負費についてはですね、当初158万2,000円か、これはちょっと違うんか、ちょっとややこしいんやな。さっき言った、用地については町の用地で、管理は町がやるんですか、遺族会がやるんですか。そこはどういうふうに分けてるわけ。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

公園の一部をお借りして忠魂碑を建てます。忠魂碑の分については遺族会が、ほんで公園については、経済建設課が管理ということになっています。

○議長

山口議員。

○7番

衛生費の91ページで、この前もやりましたけども、残灰搬入委託料ね、あ

のときに、決算のときに答えられるようにしておいてほしいというふうに言いましたけど、要するに、昨年度全く出してない。ほんで、今年度も予算組んでないということで、まだあと5,000トン残ったままということでね、じゃあどうするんですかと。それ、あのときに答えられなかったから、9月議会の決算審議でというふうに言ってましたけど、それ今答えてもらえますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

仮置き焼却灰の執行状況ということで、今年度の2年度決算につきましては、予算との乖離という部分で、約2,500万程度、不執行で残しておるところでございます。この部分につきましては、今おっしゃっていただいた、仮置き焼却灰の積み残しの部分の費用でございますが、2年度につきましては執行しなかった、かつ3年度予算につきましても計上していないということでございます。この件につきましては、私ちょっと答弁した記憶がございましたので、調べてみましたら、今年の本会議の予算総括のところでは仮置き焼却灰の御質問を頂いておりまして、そこで関連という部分で、今申し上げましたように、3年度については予算措置をしておらないと。2年度につきましても、今のところ出す予定はないというふうなこと、ざっくり申し上げたかなというふうになってございます。その理由でございますが、一定、財政上の問題含めて、2,000万以上する費用でございますので、今のその時点での財政状況を踏まえた上で、焼却灰については、ちょっと当面見合わせるというふうな判断をしたところでございます。

当然、行政側だけの判断という部分ではございませんので、それに至るまでに、当然地元の自治会等とも一定の協議はしたところで、搬出につきましても一定の御理解は頂いた上での対応ということで、御説明とさせていただきます。

○議長

山口議員。

○7番

違うやんか、今後どうするんですかという話やんか。令和元年まで出してるわけよ。今日出してもらったこの資料に、令和元年度まで出してるわけじゃないですか、平成28年から4年間。最初は濃度が高い、高濃度のダイオキシンということでしたけども。ほんで、その後要するに残った分、高濃度ではないけれども、出さないと、それが埋まってる清掃センターの用地は使えないと。それが全部終わればですね、生ごみ堆肥化についてはその場所を使いたいとい

うのが一貫した町の姿勢じゃないですか、前町長時代からの。それはどこも変更してないんでしょう。それで、今年3月にやったってちょっと覚えてないけども、通常の焼却灰は出してるからね、金額だけ減ったのかなというふうに思ったんか、ちょっと私もうっかりしてたとこの前も言いましたけど、全部出してもらわないと、あと使えないんだから、使わずに埋めてそのまま使うんだというんだったらいいですよ。それでできるんだったら、わざわざ高い金使う必要ないんですから。でも、それができないんでしょう。できないから出さざるを得ない。あと5,000トン出さないと駄目。どうするんですかと言うている。去年、今年、今年も予算してない。じゃあもう来年から5年間出すんですか。3年でやるんですか、2年でやるんですか。それきちっと決めるべきでしょう。ずっと出さないんですか。ずっと出さないならずっと出さないと言ってくださいよ。今どういう計画になってるか、説明してください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今後どうするかということなんですけれども、今のところですね、財政状況を見てという形で、先日もお答えさせてもらいました。ただ、今日もそういう答えにはなるんですけれども、担当部局としましては、予算化も含めて、毎年出すというのは少し難しいかと思っておりますので、隔年及び3年ごととか、そういう計画を立てて、全量搬出は行いたいと考えております。

それとあと、その搬出が終わりましたらどのように活用するのかということから辺なんですけれども、平成30年の3月議会の一般質問、植田議員さんの一般質問の中でですね、恐らく初めてその場所が、有効活用の中で、樹木とかを集めてくる場所、仮置き場所という形で、町の方、答弁してるかと思うんですね。そのときには、樹木を集める場所がないということで、その場所が平場になれば、そこでためれる、集める場所ができるという答弁をさせてもらってます。そこで、今後どのような形でそこを活用して堆肥化をしていくのかというあたりは、そこからまた検討するという形で今なってるかと思うんですね。それらも、樹木の堆肥化ということを前提に検討を行っていくという形になっているかと思っております。そういう形で、搬入につきましては、担当課としては、財政状況を見ながらという形にはなるんですけれども全量は搬出したい。そして、後にはへこんだ状態になりますので、公共残土などを用いて地上げをして、平場として使えるような形でやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

余計なことは要らんのよ。一般質問のときだけ違うよ、この質問してるのは。予算・決算で何回もやってるんですよ。そのたびにそういう答弁してるわけやんか。私は、生ごみの堆肥化についても、相当以前に一般質問してますよ。場所がないというのは、その場所をとというのは、ずっとそういう答弁なんですよ。岩崎町長の時代から、岩崎町長がどう言ったか覚えてないけども、とにかく、このダイオキシンの残灰についてはですね、系統的に出すということで28年度からずっとやってるわけじゃないですか。財政がないのなんて、そのときからないではないですか。財政状況を見ながらというのは、急に最近言い出してるだけじゃないですか。昔は財政あったから出してたんですか。違うでしょう、財政なかっても出してたんですよ。出さなあかんかったんでしょう。いや、町長そんなんよう分かってるんでしょう、その辺。町長だけじゃないやん。ずっとこの議論してるわけやから。何でそれをじゃあ答えられへん。今のやったら隔年で出すかどうかって何の話やの、それ。いつになったらじゃあ終わるんですか。終わり出してくださいよ。本当なら、あと3年で終わってなあかん。去年も今年もやってたら。そうでしょう、計算上そうなるんですよ。1,000トンずつ出すと言ってたんやから。それが今度、これから隔年やったら10年かかるんですよ、あと5,000トン。ごみ減らす気あんの。焼却ごみ減らす気あるんですか。生ごみ堆肥化だって大事だと言ってたわけでしょう。やりたいけど場所がないという話でしょうが。

だからね、もうこんな何回も言いたくないし時間も取りたくないけども、28日、この前の政策体系のときに話してるわけやから、当然町としての方針出してくださいよ。勝手にやめるの方針は全然まともに説明もせずやね、いつの間にか予算から抜いといてやね、特に去年なんか、予算にあったのに執行してないわけでしょう。どこで説明したんですか。今年はこれ出しませんよなんて、去年言ったか。おかしいでしょう。都合のええことばかりやってるやんか、それやったら。そうなるでしょう。言いたくはないけど。だから、そこんところは、課長が答えられる答弁の範囲じゃないねん。町の政策的な問題や。じゃあいつになったら財政状況がよくなって、いつになったらやるんよ。ずっと、中筋町長のときに最初に健全化計画つくって、もうそれから何年になりますか。16年ですよ。だから、その間に4回つくってんねん、今度のまで含めて。財政状況全然ようになってないわけやんか、結局。途中、上がり下がりはありますけど。ほんなら、いつまでたつたってできへんか、それやったら。そんなこと言い出したら何もできへんよ。

財政がなかったってやらなあかんときはやらなあかんわけでしょう、行政として。だからこれはそうやったわけでしょう。町長、だからどうなんですか。あなたの決断次第じゃないですか、これやるかやらんかみたいなの。去年、3億も財政好転したんやったら、一気にやったってええぐらいじゃないですか。1,000トンに2,000万かかるんやったら、5,000トンで1億じゃないですか。3億なかったものとして考えたら、1億使ったらええんですよ。相手があるから、一気に出せるかどうかは別にして、そういう問題やと言ってるんです、この問題は。ほかの総合的な施策と考えてみても、炉がいつまでもつか分からんとかいう話とかもあるわけやし、そういうことも全部総合して考えるなら、そんな悠長なことを言ってるような事業じゃないですよということが言いたいわけですよ。

町長どうなんですか、答えてくださいよ。これ、このままにしておくんですか。今答えられへんのやったら町の方針出してくださいよ。いや、今課長、隔年でもというような話したけど、じゃあ10年間かけてやりますとってくださいよ。いや、それをどうするかというのをこの前言ってるのに、それからもう1週間たってるわけやから、答えてくれなあかんやん。その間、全然検討してないんですか。担当部長どうなん。そうやろう。おかしいかな。ほんま腹立ってくんよ、だんだん、そういうやり方をやられると。答えてよ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

仮置き焼却灰につきましては、平成28年から、高濃度のダイオキシンの処分ということで、財源につきましては、この当時から財政調整基金を充当いたしまして、その搬出に努めておったところでございます。今現在ある残灰5,200トンにつきましては、いわゆる基準内の灰でございますので、通常の灰と同じように処分ができるというふうな状況で、高濃度の分については処分をしたというふうな状況でございます。

28年度から順次出してきたようなところでございますが、2年度については、今申し上げましたように、財政上の問題を含めて十分勘案した上で出さなかったというところでございます。確かに、これにつきましては、優先的といいますか、町の課題ということで、出してきたところではございます。ただ、反面やはり、何度も申し上げますが、財政状況を見た上で、この灰の搬出事業が今すぐ年度立てて早急にやらなければならない事業かどうかという判断も含めた上で、2年度は執行しなかったというところでございます。ただ、ちょっ

と言いは悪いかも知りませんが、この灰の搬出についてはやらないとか出さないとかいうふうなものではございませんので、一定その辺は計画立ててめどを立てながらというところではございますが、やっぱり、この搬出以上に、一定、行政課題というのもたくさんございますので、その辺は、財源の配分という部分を含めて、町全体の財政執行を勘案しながら、この事業にどんだけのお金が費やされるのかということ考えた上で今後対応していかなあかんのかなというふうには、まず思っておるところでございます。

ただ、今の時点で、さすればいつから、何年でどんだけの量を出すんやということ、明言をしたいのはやまやまなんですけども、そこはやっぱり今後の財政状況、やっぱり平群町の場合は今、財政状況の持ち直しというのが喫緊の課題ですので、それに向けての対応ということで考えておるようなところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっとひど過ぎへんか。自分たちがこれまで言ってきたことと全然違うこと、平気でやるんや。財政状況と言ったら何でもええんかいな、何でもやれるんかいな。財政状況が悪いから職員の給料カットするんかいな。それもそしたら何ぼでもできんのかいな。半分にカットするとか、そんな極端なことはせえへんやろうけど。おかしいんじゃないですか。自分たちのこれまでの計画も簡単にそういうふうにはほごにする、そんなやり方が、私はいいとは全然思わない。それも全く説明しない。ほとんど説明しないということをやるといふね。去年の3億の黒字にこの2,000万使ってないのも入ってんねんけどね、不用額。そうやけどね、町長ちょっとほんまに答えてくださいよ。どうするんですか。私はもうそんな余計なことの説明要らんですわ。もう10年後に終わったらええと思ってるのかどうか、それだけ答えてくださいよ。

○議長

町長。

○町長

山口議員の質問にお答えさせていただきます。

住民福祉部長が答弁しましたとおり、基準を超える分については、平成28年度に約2,000トン出したわけでございます。その後、29年、30年、令和元年と出してきたんですけども、確かに、これの処分費については一般財源を投じてやってきたわけでございます。令和2年度の予算についても、財政調整基金がなくなるというような中で、何とか黒字化したいということで、こ

れについては不執行にしたということでございます。令和3年についても、特に財政状況が厳しかったということで、予算計上しませんでした。

今後については、同じような答弁になりますけれども、これからまだまだ高齢化が進み、社会保障費も増加します。また、地方債の償還も増えてまいります。老朽化した公共施設の整備についても、今後出てくる可能性があります。予算措置については、財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

同じ答えばかりやけど、じゃあ出口だけ計画として、今日でなくていいですから、きちっと議会で示してくださいよ。出口いつにするのか。そんな財政状況、いつようになるか分からんじゃないですか、あなたたちの言い方やったら。いや、口頭で言ってるだけですもん。去年、3億円財政が好転したってまだまだ大変だと言うわけでしょう。10億好転したって大変だって言うたら、結局何もしない、これもできませんということになるじゃないですか。どこに基準があるんだということになるわけですよ。だから、とにかく計画出してくださいよ、いつになったら終わるんですか。それとは別に、生ごみの堆肥化についてはね、どのようにするのか。いや、これ、ダイオキシン出さなかってやるというならそうしてくださいよ。それやったら慌てて出してもらわなくてもいいです。いやはっきり言って。でも、出さなあかんのでしょうか。いつまでも放つとかれへんでしょう。今のところ、基準値以内やからいつまでも放っておいてもええわけでもないんでしょう。だから、そのところの整合性も含めて、ちゃんと計画を出してください。

もうこれ以上言ったって、町長の答弁以上のことは誰も答弁できへんわけやから、それでいいですけど、町長、計画出してくださいね、ちゃんと。それはよろしいですか。その計画を出すということについてはどうですか。期限は決めませんから。その点はどうですか。期限決められへんということ。

○議 長

副町長。

○副町長

状況につきましては、もちろん今、町長も申し上げました、そういう状況でございます。いずれにしましても、これはスケジュールについては、現時点ではちょっとお示しはなかなかできかねるということはあるんですけども、もちろん、これまで着手してきた事業でございますので、できるだけ早期に、それ

は全量搬出をするという、この考えには変わりはありませんので、このことについて、もう少し中身も含めて内部協議をさせていただきたいということでございます。

清掃センターの今後につきましてという、政策体系等のときにはそういった御質問だったかなというふうに思うんですけども、他の市町との連携とか、そういったこともあります。そんなことも含めまして、ごみ減量化に向けて、しっかりと取り組んでまいるということでございます。

それと、山口議員から先ほど御指摘あった剪定枝の堆肥化ですね、これにつきまして、今現在調査をしております。近隣の町の現状も把握をしております。その辺につきましても、少なくともするかしないか、どういう方向でやっていくかということについても、併せて調査研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

山口議員。

○7番

できるだけ速やかに進めてください。

次、同じ91ページですけど、不燃物処理委託料。これについても資料をもらってるんですけど、単価が非常に上がってるんですね。単価が、特に粗大の運搬処理、中間処理は別に人件費とかだけですけども、粗大についてはですね、2017年やから、平成29年に単価15円66銭やったんですよ。消費税はその年の途中で上がってますから、大体15円99銭になるんですけども、去年は44円なんですよ。ほんで、2.75倍になってるんですよ。もちろん、運搬費が上がるとか人件費が上がるとかいろいろあるんですけども、近隣と比べても、これはそんなに高いという金額じゃなくて、今ずっと高止まりでこういう状況でいくということになってるんですか。その点どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

不燃物処理につきましては、単価入札で複数社から入札を行って単価を決めておるところでございます。その中で、ここ数年、資料どおり3年間、少しずつ上がっておるところでございます。そこらの要因としましては、やはり、処理を出した先の企業がさらにそれを処理するのに経費がかかってきているという現状で、どちらの企業さんも単価が上がっているという状況でなっておるというふうに感じております。ですので、ここ数年、まだ恐らく、次年度等につ

いても高くなってくるのではなかろうかというふうなことはちょっと危惧はしております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

近隣とか、よそも大体そういう傾向というのはつかんでるんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

申し訳ございません、今ちょっと手持ちで資料がないので、そこらはちょっと回答できないところです。

○議長

山口議員。

○7番

当然、近隣とはいろんなところで話したり聞いたりすることもあるわけやから、ちょっとその辺は調べておいてくださいね。もちろん、そんな平群だけ、むちゃくちゃ高くなるということはないと思うんですけども、一応、こんだけ上がってくると、経費はばかになりませんか。2.8倍ですからね。100万単位で増えていくわけやから、ちょっとその辺はそうしてください。

それからですね、これはええか。

○議長

山口議員、恐れ入りますが、コロナ禍ですので、質疑の途中ですが、休憩を取らせていただいてもよろしいでしょうか。休憩取らせていただいてもいいですか。

○7番

はい。

○議長

それでは、質疑の途中ですが、午後4時50分まで休憩をさせていただきます。

(ブー)

休 憩 (午後 4時35分)

再 開 (午後 4時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

ここで時間延長を行います。

午後7時までといたします。

山口議員。

○7 番

97ページの農林水産業費の経営体育成支援事業補助金、自動結束機つき重量選別機、金額が結構大きいんですけども、これがゼロの不執行になった理由の説明をお願いします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

経営体育成支援事業補助金の不執行の理由です。

当初、小菊農家ですが、7名の方が事業要望をされました。内容につきましては、小菊の自動結束機つき重量選別機、選果機が一体となった機械の導入ということで希望されておったんですけども、この機械、1台につき約935万円ということで、かなり高額なものです。しかも、かなり大きいものなので、また、補助金自体が借入金に対する補助金ということで、融資を受けていただいた額の30%を補助するというところの補助事業であります。最終的にはこの7名の方が、それぞれ個人的には差があるんですけども、資金計画と、また物理的に機械が倉庫に、今、作業場に導入できないというような理由があって、全員の方が本申請に至らなかったということで不執行となっております。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。

それからですね、土木費の103ページ、用地購入費について、当初予算で400万、途中で鳴川の拡幅用地ということで補正あったと思うんですが、それは出てるんですけどね、もともとの400万の予定だった買収予定、これはうまくいかなかったのかどうか、平群駅前線の拡幅ということを知っていたと思うんですが、その点についての説明をお願いします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

用地購入費、これは平群駅前線等、ちょっと具体的には進みませんが、用地の購入に至った場合の予算措置ということです。ただ、最終的には鳴川道の用地の購入に至ったというところで執行しております。

○議 長

山口議員。

○7 番

いやいや、だから、その予算上げてるのに執行できなかった理由を聞いている。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

用地購入につきましては、所有者との交渉を行った上で、合意を得て初めてできるというところですので、それが合意に至らなかったというところで、当初の不執行ということです。

○議 長

山口議員。

○7 番

予算上げたということは、ある程度話し合いしたら何とかなるというようなことがあったんじゃないの。あそこについては要望も大きいから、早くできたらスムーズにですね、今でも相当、通りにくく、特に踏切が狭くなってやね、車通るところが。人が歩くところはちゃんとできましたけど、非常に対向する時に、どっちかが長いこと待たなあかんみたいなことも起こってるんでね、ちょっとそれで、仕方がないんで、まあいいですけど。

それからですね、103ページの都市計画の小学校通学路の安全ということで、ブロック塀の撤去補助金、これね、去年の3月議会で、2019年度、平成31年度、6件の申請があって、あと打ち切ったというような説明だったんですが、昨年度についてはですね、予算が50万で決算が30万ですが、これは要するに、申請が少なかったという。それ以降、全然その申請がなかったということだと思えるんですけどね、この点どうなんでしょうね。これはちょっと教育委員会に聞きたいんですけど、安全ということで、例えば町のほうから見て、このブロック塀は撤去するなり、ちゃんとしたほうがいいよというのがあればね、例えば、町のほうから、できたらやってもらえませんかみたいなね、もちろんお金の要ることやから強制はできないんですけど、そういうことは考えないのかなと。せっかく予算組んでも、数少なくてもね、また事故起こっても困るので、そういう方策というのは取れないのかどうか、教育委員会としてどう思いますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

危険なブロック塀の撤去の件でございます。

そういった危険なブロック塀の点検も含めて、今年も通学路安全点検というものは予定しております。もちろん、それはいろんな全国各地で起こってる交通事故の対応も含めての点検でございますけども、そういった点検を回る際にですね、当然我々のほうも、我々は通学路を重点的に点検もしていくわけでございますけども、その点検の際にですね、危険なブロック塀というようなことがあればですね、こちらのほうもその持家の方にも働きかけて、そのような対応が可能かどうかは検討してまいりたいと考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

あと、歳出で公債費ですけれども、135ページなんですけど、金額、予算より大分減ってるんですけども、1,479万3,000円。そのうち、利息が減ってるんですよ、1,300万円ほど。これの、なぜそうなるのか。金利が安くなったということだと思ってるんですけど、その辺の説明と、それと一借りがなかったということですけども、これは何らか理由があるんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、公債費の利息の減額分、1,300万の部分について御説明させていただきます。

今、議員さんおっしゃっていただいたとおり、利率の減ということで、当初予算を積算している中では予算を多めに組んでまして、0.5%で予算を組んでました。そういった中で、実際0.22から0.663%によってその分の減額。そしてまた、年2回償還額を算定しておるんですけど、縁故債、市中銀行債になった場合、償還日が5月になりますので、その1回分がなくなりますんで、縁故債の新発債の分に関する支払いが1回になったということ。そしてまた、市中銀行債につきましては、固定金利が10年というような形になりました。そしてまた、10年後に見直すということがあります。そういった中で、平成21年度から22年度に発行した部分の利率が、一番高い分であれば1.95から、今回10年たちましたんで、新たな利率見直しということで0.5になったりと、そういった部分の差額で利息の減が生じたということござい

ます。

以上です。

○議長

会計管理者。

○会計管理者

一時借入金の件でございます。

令和2年度におきましてはですね、一時借入れは実行しておりません。要因でございますが、資金ショートしなかったと。歳出するときにはですね、それだけの資金があったということでございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

ありがとうございます。

ちょっと歳入について何点か聞きますけども、一つは地方交付税、昨年度も当初予算より大分増えてるんですけども、いつも問題になるね、要するに起債の交付税算入、これについて、実際ね、ひもつきが幾らじゃなくて、算入された金額が幾らかというのは、多分交付税の算定の中にはあると思うんで、昨年度については幾らになるのか、交付税算入の額、その説明をしてください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

起債、地方債残高における147億1,550万3,000円が今現在残っておるとこなんですけれども、そのうち、交付税措置分といたしましては、68億9,845万9,000円が理論上に算定されてる部分という形では考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

いや、違うやん。その交付税算入分の借入れが幾らというのは、それはこの間も出してもらったりしてるんやけど、そうじゃなくて、例えば7割算入とか3割算入とか5割算入とかあって、実際に、昨年度の普通交付税の中に算入されてる借金の一部を国が払ってくれるという、その金額を言っているとって。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

基準財政需要額に公債費として見られてる部分につきましては、4億8,591万というような形になっております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

あともう1点だけ。もう2点か。

33ページの土地売払収入ですけれども、決算で610万3,000円、これの詳細の説明。これ資料出てるのかな、ちょっと見てないから。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

令和2年度の不動産売払収入につきまして、6案件の売却がございました。そして、一つは下垣内の旧公民館の跡地の部分と、そしてまた椿井王寺線に係る拡幅部分と、そしてまたメガソーラー設置予定地における里道水路の払下げということが主な要因で、610万3,490円となっております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

メガソーラーの町道里道の売払もこの中に入ってるんですね。それは幾らですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

その部分につきましては、58万1,000円というふうに入ってます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

一般会計最後の質問しますけど、減収補てん債、41ページですけれども、これ補正で、地方税の収入減が標準税収入額を下回る場合に、その減収を補うために発行するということで、これまでは法人税割の減収しか認められなかつ

たのがですね、昨年度はどの自治体もコロナの影響が大きいということで、対象税目に地方消費税などの7税目が追加されたということでした。今年の3月議会で補正された、これは3,030万円の補正やったんですね。これがほぼ半分になったというのはどうしてなのか。ほんで、これについては、交付税に100%算入されるということなんですが、それは間違いないのかどうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

減収補てん債の部分でございます。

今議員お述べのとおり、令和2年度につきましては、コロナウイルス感染拡大との関係で、特に景気変動による減収が生じる消費や流通に関わる部分ということで、7税目について、減収補てん債の対象税目に加えられたということでございます。その中で、本町の場合、消費税交付金と地方揮発油譲与税で約3,030万円の減収見込みとなるということで、本年3月に補正予算によって予算措置させていただいたところでございます。

補正予算での減収見込額と実際の収入額、決算額との差が出ておりました、今回実際に発行した額が1,560万6,000円ということになった部分で、実際の減収見込みが出たということで、その部分の差額を今回上げさせていただいたところでございます。交付税算入につきましては100%で間違いございません。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

もう置いておこうかなと思ってんけど、残灰の件でちょっと話するわな。さっき山口君も言うてはったから。

この件について提案したのは僕やねん。僕ね、清掃センター運営審議会の委員であって、そこでずっと訴えてたわけや。それは、要するに、平成9年までに1メートルか1.5メートル覆土したら、基準が法的にオーケーやってん。平成9年と思いますわ。けれども、平群町はそれをせずして、ずっとそこへまだ残灰を放ってたわけや。そうやから法的に抵触したということをやっと言うてたわけや。やっとその理解をされて、3,000ピコ以上、ダイオキシンな、これについては、三重県の会社が処理されたという記憶は皆知ってはると思うけど、ここではあと5,000トンの話やけど、僕としては、一日も早く出してほしいというのが本意です。けれどもね、僕ね、行政の職員さんね、僕はは

っきりしたらいいと思うねん。さっきの答弁いろいろ聞いてても。山口君は、片や生ごみの堆肥化するんやとということを提案してるよと。植田議員は、一般質問で、先ほど述べられたように、木の堆肥化ということで提案されておるといことやねけど、その敷地をきれいに取ってからね、整理してから。それ自身が議会でね、ここではっきり本会議場ではっきりしといたらええねん。ええ機会や。僕はあえて聞くで。そこをきれいに整備してからな、生ごみの堆肥化しようという予定持ってんのかいな。どうやねん。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

生ごみの堆肥化につきましては、まだ検討中でありまして、するという決定はまだ下しておりません。

○議長

馬本議員。

○12番

それね、僕ね、行政マンのそこが悪いところやと思う。生ごみにしたらどんないろんな障害あるんやと。においの件もあるでしょう。要するに、汚水処理の問題もいろいろあるでしょう。それに対する一定の臭気の対策も取らなければならない。恐らく、生ごみのやってはるところ、斑鳩町、三重県でやってはるけど、見に行かはったことある。そこやねん。議会でこれ提案していただいたと。みんな、提案は僕したらええと思うねん、いろいろな。けれどもね、やっていると見に行って初めて検討されているんな議論されたらいいやん。三重県、今どうなってるか知ってるか。僕はここではあえて言わないよ。これ、ユーチューブで映るから。知ってんねんで、僕は。そやから、いろんなことがあるんで、それについて、堆肥化するんやったらする、それについて検討するんやったら検討する、山口議員に対する答弁を明確にはっきり言う。どの議員でも構へん、言うんやったら自信持って、やっているとところを勉強してきはったらよろしいねん。視察も行かはったらよろしいねん。そんなん一回も行かんとね、今検討中ですって、そのとき、そのときの場の答弁をされるのが行政マンの悪いところ。商売人はそんなことしませんよ。商売人以上にはっきりしやなあかんよ、態度は。自分らは血税預かってんねんからな。

それとね、もう一つ、木の堆肥化、この件についてもね、やっぱり提案は提案でおっしゃってるんやから、されてるところ、恐らく三郷町ぐらいは行ってはると聞いている。僕もいろいろ聞いているけれども、その堆肥化した後、使うてくれはるところが非常に難しいということで、一定のところを持っていは

るということも聞いてんねんけどな、いろいろそういうことも、要するに、現場へ行っていろいろ勉強しはったらよろしいねん。それは、まず一つ約束してくれる。どうやの。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まだまだ私たち、知らないところも多いですので、また視察等ですね、いろんな情報を得て、検討の材料をあちこち集めまして、それで検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

検討、検討と言うけどね、こんな検討に2年や3年、そんなに長引いたらあかんねんで。一定の検討、1年やったら1年以内で出すとか、そうしやなおかしいで。僕は次、今は住民生活課の課長にいる。何年かしたらまた異動すると、そんな考えは許されんで。それは言うとかで。そうやから、議員に対する質問はきちっと明確に答えるようにされたらどうですか。町長どうでっか。そこら辺は。それは、議員と行政の信頼関係ですよ。そのとき、そのときで言うたらいかんと私は思います。

それはそれとして、一つ気になってるのは、残灰の件について気になってんねけど、下段のフェニックスのそういう交渉とかね、これは例えばですよ、財政上の問題で云々とかいう御答弁してはるけども、もしもですよ、来年度1,000トンを受けていただけますかとかね、フェニックスの予定どうなってるとかね、相手のあることやから、こっちで財政いけたって、いや、来年は受けられませんよとおっしゃるかもわからへん。そうでしょう、2年間飛んでんねからな。そうやろう。それはやっぱり信頼関係もあると思うわ。そうやから、いろんなこと調べた上に、やっぱりこの間の28日、政策のあれあったんやからね、担当課がフェニックスぐらい電話してやな、これこうなりますけどいけますかとかいろんなことを聞いて、今日恐らく決算で聞かはると思ったらやな、そのぐらい勉強してきてよ。僕はそう思うで。ほんならね、一緒に勉強していろいろ検討していただけてますねという、やっぱりみんな一緒ですよ、人間ですよ、評価もしますよ。そやから、そこら辺も速やかに、来年入れるとか入れないとかいう問題と違いますよ。例えばそういうふうになった場合どうなるんか、そこからの話や。これは相手あつての話。

そういうことも今後ね、慎重に対応していただきたいなと思います。財政上の問題で、僕にしたら、僕が提案したんやから、一日も早く取ってほしいよ、5,000トン。毎年取ってほしい。あかんかったら、もう3年で取ってほしいとか思いますよ。けれども、財政上の都合やから、今言うたように、これだけが仕事と違うから、いろんなどこの基金もあるし、高額な公債費もあるし、いろんなこと、町長おっしゃったように僕もそれは理解してますんでね。けれども、熱意を持って、熱意を持ってやで、課長、そういうやつを調査してください。これはお願いしておきます。

僕はそれで結構です。

○議長

答弁よろしいでしょうか。

○12番

はい。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第1号についての質疑を終わります。

続いて、認定第2号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。山口議員。

○7番

今回、資料も出してもらってますんで、そのことは聞きませんが、今年と来年、来年で一応国への償還は全部終わる。その中で、あと残るのは、滞納、分納で支払ってもらってるということなんですが、それについてはね、会計制度、前からちょっと議論というか、言ったときは、一般会計のほうで受けるということになると思うんですが、どれぐらいでそれが全部終わるのか。滞納金額が今8,000万台でしたかね、なってますけれども、分納でずっといって、めんどとしてどれぐらい考えてるのか、その点はどうですかね。

○議長

税務課長。

○税務課長

山口議員さんの御質問です。

ただいま、令和2年度の決算時点で、今、滞納者の方というのが15名ほど

いらっしゃいます。滞納金額ですけれども、約7,941万7,000円ございます。定期的にですね、毎月納付していただいている案件もたくさんございますし、ただ、中には、一番当初、住宅新築資金で借り入れられたときから長年たっておりますので、その方の生活状況であるとか、また世代の交代といいますか、そういったこともあります。なので、なかなかあと何年以内でというのは非常にちょっと回答はしづらいんですけれども、今おっしゃっていただいたように、取りあえず償還は令和4年度で終わりますので、5年度からは一般会計のほうを目指していきたいというふうに思いますし、先ほども言いました、若干滞りのある方とも協議も重ねながら、また様子も見ながら納付のほうの事業のほうは進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

令和4年度で終わるとのことやけど、それで一般会計云々とかも話あるけどね、けれども、8,000万ほどの未収金あったらね、やっぱりきれいにしていかなおかしいと思うわ。ということはね、特別会計をそのまま置いておきたいというのは僕の個人的な考え方ですよ。それやったら、住宅新築資金の回収こんだけで、1年でこんだけできたね、未収金まだこんだけあるねということは議論されるのと違うん。一般会計入れてしもうたら一つになってしまいうんで、僕は目的の特別会計やったから、僕は個人的にはそのまま残しててほしいなというのが個人的な意見だけ言うておきます。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第2号についての質疑を終わります。

続いて、認定第3号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑ございませんか。山口議員。

○7番

国保についてはさんざん議論してるんですけれども、ちょっと基本的な問題も含めて、まず今の県単位化の制度については2018年度から始まって、平成30年度からですけれども、国保税は基本的に、県が算定した納付額に見合

った料率にすれば国保会計の収支バランスが取れるということになりました。もう少し具体的に言うと、歳出の項目ごとに、それに必要な歳入の項目を差し引いて、足りない額を国保税として徴収すれば収支が合うということです。例えば、歳出の総務費に対しては、歳入の職員給与繰入金と国庫補助金を引いた額とか、保険給付費なら、県の普通交付金とか、そういうふうに、全ての歳出の項目に対して、歳入をどれを充てればということになるわけですね。一般財源として残った分が国保税の納付額と一致すれば、毎年その年の収支はほとんどんになると。出すほうの県の納付金についてはですね、基本的に、1月、新年度になる前に金額が決まりますし、それと、かかった医療費については、全て県が負担することになってますから、そこではもう歳入歳出きちっと合うようになってるわけですね。そこは新しい点だというふうに思うんですが、この見方で国保会計を見る場合、間違いはないのかどうか、まずそこから。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長

山口議員。

○7番

今の見方で決算を見るとですね、歳出の項目ごとに必要な一般財源を、予算もそういうふうに見えるわけですが、予算と決算それぞれに計算して比較するとですね、総務費では、予算に対して決算のほうが120万6,000円少ない、保険給付費については314万3,000円多い、事業納付費は2万8,000円少ない、保健事業費が1,217万8,000円少ない、諸支出金、これは次年度の精算分も含めてですけれども、377万円マイナスということで、予算に対して1,403万9,000円経費減になってるわけですね。一つはそれです。

それで、次に、国保税の収入についてはですね、予算では軽減分も含めて5億9,322万8,000円となっていますけれども、これは引下げ前の額でしたから、町の試算では3,400万円の引下げを昨年の6月議会でしましたので、実際はそれを加味すれば、5億6,000万円程度になるわけです。決算は5億7,423万6,000円、決算のほうが1,500万円、予定より増えてるわけですね。この要因については、県の算定した被保数と実際の被保数の差がありますので、制度の1年目は逆に、町のほうがですね、県の算定した人数より相当人数が少なく、それで保険税が足りなくなるということもあ

りましたけれども、今回はその逆になってますんで、そういうところを見ていけばですね、今年度、約2,900万の黒字というのはですね、計算上、予算からでも出てきますし、実際に決算で見ると、きちっとその数字に当てはまるようなことになるわけですけれども、その点について、いつもここで議論になるのは、一般財源の経費減、保健事業費について、これからいろいろかかるから、少々金余っててもですね、県の統一料率になっても、そこで収支ゼロではなく、一定のお金を持っていなければならないというのが、この間、当局のほうの議論でもありますし、議員の中からもそういう意見が出てるわけですけれども、この辺の考え方について、今どのように、県のほうがまだ方針をはっきり確定したわけじゃないんですけれども、今後、令和6年以降、統一料率になった場合にですね、町の国保会計その他、どういうふうに見ていくか。今ある、昨年度末で一応剰余金が1億6,000万近く、1億5,882万3,000円になってますけれども、その辺どう見てるのか、どうですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今おっしゃっていただいたようにですね、国保の被保数の状況によりですね、3,400万減税を見込んでいたところですね、2,900万に圧縮されたというところがございます。剰余金については、今約1億5,900万円ございます。今後ですね、これから県への納付金で、今医療の状況、コロナ禍でございますので、分からない状況ではあるところがございますが、また今年ですね、年末あるいは年明けぐらいに県の納付金に示されてくることかと思えます。保健事業についてもですね、毎回ちょっと御返答させてもらってる、大体1,000万程度というところがございます。その1,000万程度ですね、その剰余金を見比べたらかなりの年数がかかるところでございますが、その辺もちょっと検討しながらですね、税のほうの、町長も引下げを検討するというところで申しましたけれども、その辺も含めて考えていきたいと思っております。

○議 長

山口議員。

○7 番

今年度予算見てもですね、赤字になる要素というのは基本的にはないんですよ。今年度予算、さっきみたいな計算式で言ったって、会計上は予備費が余るということになるんですが、県の算定する平群町の被保数より、平群町の実際の今の被保数のほうが、今年度もちょっと100人ぐらい多いことになりそうな関係で、その分も当然黒字要素になるわけですよ。ということね、今1億

5,800万の剰余金が、もうちょっと今年度増えるだろうというふうに思う。

そこでね、政策体系のときもちょっと言いましたけども、今年度の状況を見て来年度の税率、料率を考えたいという町長の意向でしたので、今、課長からあったように、来年1月には県の納付金の金額が出てきます。その納付金によってはそれは変わるんですけども、ただ、見ていただきたいのはね、県の納付金の算定に合わせて、県がおたくの市町村はこんだけの料率をすれば、ちゃんと納付金に見合った額になりますよというのを出してるから、それもちゃんと計算して平群町の料率がどうあるべきか。今計算したら、みんな、最終的に県が、あと変わるか分かりませんが、令和6年に統一したときの料率より平群町の今の料率のほうが高いわけですからね、そこもちゃんと考えて、町長は慎重に検討すると言ってるわけやけど、慎重に検討していただくんですけども、被保険者の状況も考慮いただいてですね、そこはしっかり考えていただきたいということは、決算の審査なんで質問ではないですけども、そこんところは強く、再度お願いしておきますので、よろしく願いいたします。

答弁結構です。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第3号についての質疑を終わります。

続いて、認定第4号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口議員。

○7番

起債の償還がいつまでかということと、ほんで、ランニングコストがとにかく、前からも言っていますけども、収入が190万4,000円で、公債費とかを別にしたランニングコストが442万9,000円なんですね。全く見合っていない。もうずっとそうやから、これはどうしようもないんですけど、ここ二、三年は全く加入者数が増えてないということでね、ちょっとどうするのと、僕もよう言わんけど、ちょっと町のほうでもどうするのか検討してほしい。

要するに、もちろんこの前も答弁あったように、高齢化とか、いろんな理由でなかなか接続してもらえないという、それは向こうの事情もありますからあれですけども、でもちょっとこれ、いつまでもずっと財政をね、その金額、ばかにならんでしょう、毎年毎年これでいけば。償還は仕方がないにしたって

ね。ランニングコストで3分の1ぐらいしか入らない、40%ぐらいしか入らないというのはちょっといかがなものかなと思うんで、その辺はもう答弁できなかったらいいですけど、ちょっとどうするかね、原課だけじゃなくて、やっぱり考えていく必要があるのと違うかなというふうに思うんです。その辺、今後、その検討というか方針的なものをね、もうどうしようもないこともありますけど、ちょっと考えてほしいなというふうに思うんです。

一方で、施設はだんだん老朽化してですね、さらにコストがかかってくるということにもなりますんで、その辺はしっかり検討していただきたいんですが、どう検討するか分からんけど、その辺どう考えてるのかだけ答弁してもらえますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

集落排水に関して、まずは起債の償還ですが、最終的には令和19年度まで償還があります。令和19年度で全て償還が終わるということです。

ランニングコストと歳入の関係で言いますと、ランニングコストのほうが高くなるにつれてということ、いろいろ検討はしてるところです。特に処理施設に関しては、令和2年度で稼働してから13年間経過することになります。おおむね耐用年数25年程度ということで、ぼちぼちその修繕費用なんかもかかってくる。耐用年数を超える頃にはまた新たに同じものを造るということではなくて、何らかの違う方法を考えていかなければいけないだろうなということでございます。一つ考えられるのは、公共下水道のほうに接続するという方法もある。ただし、それに際しては、福貴畑の今ある処理場から公共下水道まで接続する管渠を布設しないといけない。これが大体距離的には2キロメートルほどあってですね、工事費に関しては2億1,800万ほどかかるという試算をしております。ただ、処理場を造り直すことを考えるとそっこのほうが安いということになったりするんですが、当面ですね、公債費の償還も続きますんで、どっかのタイミングで公共下水に接続するなり、何らかのことは考えていかなければいけないとは思っております。

結論が出て話ではございませんので、今後何年かかるか分かりませんが、最も費用対効果の高い方法を考えて、集落排水事業から、場合によっては別の事業に転換していくということを考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第4号についての質疑を終わります。

続いて、認定第5号 令和2年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第5号についての質疑を終わります。

続いて、認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口議員。

○7番

ちょっとこれについても政策体系のところでも質問しましたけども、7期の総括、どうしたのかというのがですね、あまりにも乖離があったんで、その点を答えていただきたいのと、当然具体的な検証してると思うんです。昨年度だけじゃなくて、7期全体3年間の、その検証した内容の結果報告を、できたら、今報告してもらえらるなら報告してください。まだできてないなら、後日ペーパーで頂ければというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目の計画と実績の乖離の総括についてなんですけども、計画に当たっては、国の動向、高齢者数、介護認定者数、給付実績などにより、給付費の見込みによって計画を策定していますので、このことを踏まえながら、今後の計画策定に生かせるような要因を検証しながら、現在進めているところでございます。

具体的な検証の内容でございます。大まかにはちょっと分析はしてるところなんですけども、大体7期の計画と実績で乖離は約9億5,300万円。給付費との乖離の要因につきましては、一つ目は、施設サービス費で約3億5,400万円、この乖離になっておりますが、これにつきましては、対象となるのが

要介護3以上の方が中心になりますので、計画では、7期では21%増加の425人、令和2年度は425人見込みをしていたんですが、実績では14%増加の400人となっております、要介護3以上の対象となる方が計画より少なかったことによるものと考えているところでございます。

あと、居宅サービスでは2億2,000万円の乖離となっております。これは、認定者数が介護第7期で約13%増加で、1,347人の見込みをしてたんですが、実績では4%の1,237人とどまっております、認定者数が計画より少ないような状況となっております。

また、執行率のほうを見てみますと、平成30年度99%、令和元年の93%、計画どおり推移はしてたんですが、令和2年度については84%に大きく減少してましたので、コロナ禍がありましたので、サービスの利用控えがあったのかなと、そのように考えています。

地域密着型サービスについては2億1,000万円の乖離が出ておまして、これについても、コロナ禍による影響があったものと考えています。

全体としましては、3年間安定的に運用を行うため、結果的には計画が過大になったところが大きな要因とは考えておりますけども、そのほかとしましては、認定率が抑えられていたこと、またコロナ禍による影響が要因であったと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

そういうのをきちっとペーパーで出して、運営協議会で話してますか、そういうのを。してないでしょう、もう終わってしまったということで。6期はもっとひどかったんですよ。6期3年間は全体の計画の82.1%しかなかって、7期は84.3%ですからね。それまでは大体5%以内やったんですよ。95%から97%ぐらいまでね。こんだけ乖離が出るというのはあまりにもひど過ぎる。前も言ったけど、その計画立てる時のね、コンサルに全部任せてるわけじゃないでしょうけども、もうちょっと緻密にやらないと、過大に見たほうが、あなたたちは楽でしょうけども、払うほうはそれによって金額上がるわけですからね、だからもうちょっと緻密にしないといけないということを言ってるんで、今課長が言ったような内容はちょっとペーパーにして出してくださいよ。今後のこともあるんだから。今、コロナのこといっぱい言ったけど、7期3年間はコロナというよりも、ずっと毎年毎年違いますからね、だから1年目からもう全然違ったんだから。1年目、計画では18億3,400万の給付費のと

ころをやね、実際は16億ですよ。もうここで2億3,000万違うんだもん。だから、そこんことを言ってるんであってね。だから、そういうことが大事なんで、それはきちっと出してください。そのことはお願いしておきます。

ほんで、決算の内容でもう一つ言うとね、保険料収入は年々下がってるんです。65歳以上については頭打ちになって、これから下がるという、8期の場合、人数そのもの、総数で減っていくという状況になってるんで、その点ね、今後、この点についてもですね、今後ちょっと分析していく必要があると思う。8期はもう計画でそういうふうになってますから。ただ一方で、75歳以上が増えてるんで、当然、計画するほうも、全体の人数は減るけれども認定数が増えるということは当然考えられますんで、そこんところでは、今後難しい状況になるかもわかりませんが、早めにね、8期全体についても、今年1年間、ある程度見えてきたら、あと2年についてもね、やっぱり途中で見直すということも大事や。そのことですぐ保険料を下げろとは言いませんけども、見直して、次の9期計画に備えるということが大事だと思いますんで、そのことはちょっと頭に置いていただきたいなというふうに思うんで、さっき言った内容をもうちょっと精査したやつを、ちょっと議会に報告という形で出してもらえますか。急ぎませんが、12月議会でもいいんですけど、ちょっとそういうのは出せますか。その点だけどうでしょう。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいま報告しましたことについては大まかな要因ということで、さらに要因を調べていく必要があるとは考えていますので、すぐにはちょっと出せないかもわかりませんが、何らかの形で報告させていただきます。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、認定第6号についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、認定第7号についての質疑を終わります。

続いて、認定第8号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。山口議員。

○7 番

これについては、2年に1回見直しがあって、ちょうど来年4月にまたですから、今年度見直しが出てくると思うんですけどね、今、何かそのことで議論とか情報とか、町のほうには来てるんでしょうか。今9月ですけれども。その点だけちょっと説明してもらえますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2年に一遍の見直しということで、今御質問がございました。今、現時点でという部分でございますが、特に県のほうから、次期の見直しについて、具体的な情報といいますか、連絡というのは、今のところまだ把握はしてないというところでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

これは県じゃなくて広域やから。広域議会で、当然生駒郡の町長会、それから町村会長会、ほんで議長会から、西和7町で順番に人が議会に出てるでしょう。そういう情報はね、うちの例えば町長とか議長が出てなくても、常に情報は取っというもらわないと、三郷町はもうしょっちゅう取ってますよ。そうでないと遅なるんですよ。毎回2年ごとに上がってるわけです。平群町は75歳以上がもう3,600人、3,700人になってるわけですよ。だから、対象者がそんだけ平群町は多いわけ。だから、ちょっとその辺はね、町のほうでも意識して、資料も取り寄せですね、情報もやっぱり、広域連合に聞かないと駄目ですよ。それはしてくださいね。

○議 長

質疑、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第8号についての質疑を終わります。

続いて、認定第9号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第9号についての質疑を終わります。

続いて、認定第10号 令和2年度平群町水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第10号についての質疑を終わります。

続いて、認定第11号 令和2年度平群町下水道事業会計決算の認定についての質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、認定第11号についての質疑を終わります。

本案11件に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

本案11件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定しております。お手元に配付いたしました名簿のとおり、6名を選任いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。なお、委員長に井戸議員、副委員長に岩崎議員をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。御多忙のところ恐縮ではございますが、9月7日、8日の両日、決算審査特別委員会をよろしくお願いいたします。

続きますして

日程第30 認定第12号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

認定第12号 提案理由説明

○議長

続きますして、監査委員から監査結果の意見を求めます。森田監査委員。

○監査委員（森田 勝）

令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算審査意見書。

議会選出監査委員から報告いたします。

それでは、王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算審査結果の報告を申し上げます。

この決算審査は、王寺周辺広域市町村圏協議会が解散となったことに伴う令和3年3月31日での打切り決算となっています。このため、審査に当たり、決算書及び附属書類の正確性の検証を中心に、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、協議会構成町（平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・王寺町・河合町・上牧町）の各監査委員によって行ったものであります。

決算審査の意見書については、既に皆様の御手元に議案書と一緒に配付していただいておりますので、概要につきまして、簡略に報告させていただきます。

審査の実施日及び場所は、令和3年7月26日に平群町監査委員事務局において審査を実施いたしました。審査の方法については、町長から送付された令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算書、附属書類及び証書類との照合等、通常行うべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された協議会会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等附属書類は、いずれも計数的に正確であると認められました。

以上、決算審査の意見として御報告申し上げます。

○議長

御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより認定第12号について採決を行います。

本案については原案どおり認定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり認定されました。
続きまして

日程第 3 1 請願第 1 号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、
再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出する
ことを求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

令和 3 年第 6 回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第 1 号

受理年月日 令和 3 年 8 月 1 9 日

件名 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意
見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書

請願の要旨

要旨 申請書の偽装や工事着工後の災害防止の不備など、当該事業者はこの
開発行為を行う事業者としての適格性に疑義があることから、開発許可の取り
消しも含めた審査を奈良県森林審議会に諮ること。

理由 平群町櫛原地区の山林 4 8 ヘクタールへのメガソーラー開発（太陽光
発電所建設工事）は 2 0 1 9 年 1 1 月、奈良県において開発許可が出されました。
そして、今年 2 月中旬から大規模な伐採工事が行われましたが、事業者が
奈良県に提出した開発申請書類の偽装が発覚しました。これを受けて奈良県は
6 月に事業者に対し工事の停止を命じ、開発工事はストップしています。

今回、明らかになった申請書の偽装は、開発地から放流する下流域の河川や
水路の流量能力にかかわるもので、土石流や洪水など下流域への災害に直結す
る重大な偽装です。また、事業者は、工事着工にあたって設置すべき防災施設
（沈砂池や調整池）を、県の許可条件や自らの計画どおりに設置していないこ
とも明らかになりました。

現在、工事はストップしているものの、開発地の山林の大半が伐採され、山
肌がむき出しになっています。このメガソーラー開発については、計画が明ら
かになった一昨年からは、多くの住民から自然環境の悪化や災害誘発の危険を危
惧する声が出されていましたが、最近の異常気象から、現状でも危険な状況で
す。早急な防災措置が強く求められます。

請願者の住所及び氏名 平群町椿台 1 - 3 - 1 7 多田恵一

平群町菊美台 3 - 2 - 2 4 須藤啓二

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ・稲月敏子

付託委員会 総務建設委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口議員。

○7番

内容については、今局長のほうから読み上げていただいたとおりです。

この件については、先日、町長に対してと、それから奈良県の荒井知事に対して、住民6,500人以上の方が署名をして要望を上げています。その要望については、開発許可の取消しを求めるということになってはいますが、一応、今、開発許可は県のほうが一昨年11月に許可していますので、当然その許可するに当たっては、県の審議会等でも審議されて許可されたわけです。それについて、当然、許可を取消しする場合は奈良県のほうで、県がすべき、知事がすべきことですので、そのためにも、審議会でも再度、今の現状や、またこの間、事業者が行ってきた工事のやり方、そして今の状況、それらも含めてですね、しっかりと審議していただいて、取消しも含めた審議をしていただくよう、県の知事に意見書を平群町議会として上げていただきたい、こういう趣旨での請願であります。

今の状況でありますとですね、椿台をはじめ、下流域の住民にとっては本当に心配の種になっています。この間の雨でもですね、一部、工事現場内で崩れたところもありますし、また、櫛原川や、それから椿台の水路には濁水が流れているというようなことも報告されています。そういう中で、やっぱり平群町住民の安全、また命を守る、そういう点からいってもですね、町議会としても、県にしっかりと意見を上げることが大事だと思いますので、ぜひ議員各位には賛同していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本請願は総務建設委員会に付託することに決しました。

なお、請願者代表2名の方より委員会に出席したい旨、議長に申出をされておりますので、本日の本会議終了後に総務建設委員会を開催して御協議いただきたいと思っております。

また、付託議案については、明日9月3日の午前10時から総務建設委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時53分)